

議事日程（第3号）

平成29年 6 月19日 午前 9 時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について  
（専決第3号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 報告第2号 平成28年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 平成28年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 報告第7号 平成28年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第10 報告第9号 第29期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第11 議案第33号 新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 新温泉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 新温泉町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第37号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第16 議案第38号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第17 議案第39号 新温泉町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第40号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第41号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第42号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第43号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第44号 田井公園整備工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定の変更について
- 日程第24 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について  
（専決第3号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 報告第2号 平成28年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 平成28年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 報告第7号 平成28年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第10 報告第9号 第29期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第11 議案第33号 新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第34号 新温泉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第35号 新温泉町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第36号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第37号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 日程第16 議案第38号 新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について  
 日程第17 議案第39号 新温泉町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について  
 日程第18 議案第40号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について  
 日程第19 議案第41号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
 日程第20 議案第42号 町道路線の認定について  
 日程第21 議案第43号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について

---

出席議員（15名）

1 番	中 井	勝君	2 番	谷 口	功君
3 番	宮 脇	諭君	5 番	植 田	光 隆君
6 番	岡 坂	峰 雄君	7 番	谷 田	一 富君
8 番	中 村	茂君	9 番	西 村	敏 弘君
10番	西 村	銀 三君	11番	中 井	次 郎君
12番	池 田	宜 広君	13番	宮 本	泰 男君
14番	岩 本	修 作君	15番	高 橋	邦 夫君
16番	小 林	俊 之君			

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲 村 祐 子君 書記 ..... 中 井 勇 人君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	岡 本 英 樹君	副町長 .....	小 西 清 司君
教育長 .....	岡 本 操君	温泉総合支所長 .....	太 田 洋 二君
牧場公園園長 .....	池 内 俊 久君	総務課長 .....	西 村 大 介君
企画課長 .....	井 上 弘君	税務課長 .....	長谷阪 治君
町民課長 .....	谷 田 善 明君	健康福祉課長 .....	森 本 彰 人君
商工観光課長 .....	岩 垣 廣 一君	農林水産課長 .....	仲 村 秀 幸君
建設課長 .....	田 中 雅 樹君	上下水道課長 .....	松 岡 清 和君
町参事 .....	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長 .....	吉 野 松 樹君

会計管理者	……………	中 村 光 春君	こども教育課長	……………	西 村 徹君
生涯教育課長	……………	川 夏 晴 夫君	調整担当	……………	小 谷 豊君
代表監査委員	……………	川 崎 雅 洋君			

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（小林 俊之君） 皆さん、おはようございます。

第 8 3 回新温泉町議会定例会 3 日目の会議を開催するに当たり、議員各位におかれましては御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われておりますので、その結果の報告並びに議案として当初に提出されました条例の一部改正、工事請負契約の締結などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第 3 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

近畿地方では 6 月 7 日ごろ梅雨入りをいたしました。雨が少なく、朝晩は肌寒く感じられる日もございました。比較的過ごしやすい日が続いているように思いますが、水不足の影響もかなり心配をされるところでございます。

議員各位におかれましては、御多用の中御参会を賜り、厚くお礼を申し上げるところであります。

休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議をいただき御指導賜りましたこと、厚くお礼を申し上げるところでございます。

本日の定例会、報告案 9 件、条例案 9 件及び事件案 5 件につきまして御審議をお願いするものでございます。議員各位には慎重御審議を賜り、適切妥当な御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、一言御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） ただいまの出席議員は 1 5 名で定足数に達しておりますので、第 8 3 回新温泉町議会定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第 1 諸報告

○議長（小林 俊之君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長からの報告は、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開かれておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いをいたします。

初めに、総務教育常任委員会が6月12日に開かれておりますので、委員長より報告をお願いをいたします。

高橋委員長。

○総務教育常任委員会委員長（高橋 邦夫君） おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会の報告をいたします。

まず、こども教育課でございます。

報告は13件ございました。そのうち、浜坂認定こども園の建てかえ整備にかかわる説明についてでございます。

体育協会とは6月1日に会合し一定の説明を行いました。合意に至っていないとのことでございます。委員会からは、指摘した課題が残されています。合意への努力はしているが、いまだ解決に至っていない。継続して鋭意取り組むよう強く要請をいたしました。残余の報告事項については、委員会資料を御参照ください。

協議事項、議案第41号並びに47号について委員会として了といたしました。

続いて、生涯教育課でございます。

報告16件ございました。そのうち、夢ホールのトイレの改修と地割れについて、隣町の図書館利用について、艇庫の利用促進などの質疑がございました。残余は委員会資料を御参照ください。

協議事項、補正予算第1号については了といたしました。

税務課であります。

報告は2件であります。そのうち、平成29年度ふるさと納税に係る住民税の控除額が町民税で329万円余、県民税で219万4,000円余であることが報告されました。残余については、委員会資料を御参照ください。

協議事項、議案第34号、町条例の一部改正、議案第35号、過疎地域における固定資産税課税免税にかかわる条例の一部改正、議案第36号、国民健康保険税条例の一部改正、議案第47号、補正予算（第1号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

企画課であります。

報告は6件ございました。そのうち、夢ネットのBSについて、但馬空港の利用について、但馬定住自立圏についての質疑がございました。残余は委員会資料を御参照ください。

協議事項、補正予算（第1号）については委員会として了承といたしました。

総務課であります。

報告3件ございました。内容は委員会資料を御参照いただきたいと思います。

協議事項、通称いわゆるマイナンバーにかかわる条例の一部改正、議案第47号、一

般会計補正予算（第1号）について、2件について委員会として了承いたしました。

議会事務局。協議事項、補正予算（第1号）について了承いたしました。

後日また報告いたしますが、付託されました請願第2号について、満場一致で賛成、可決となりました。

また、体育協会より提出されていた要望書については、委員会としてコメントをしないということにいたしました。以上であります。

○議長（小林 俊之君） 総務教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） これをもって質疑を終わります。委員長、ありがとうございます。

次に、産業建設常任委員会が6月14日に開かれておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

谷田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

6月の14日に開催をしております。牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、4課の所管事務調査であります。

所管事務調査に入る前に、4月1日から2名の地域おこし協力隊の紹介がありました。商工観光課所属で、道の駅担当の福島康和さんと牧場公園課所属で但馬牛生産担当として土山史登さんの紹介がありました。

それでは、最初に牧場公園課であります。

報告事項6件、1の来園者の状況からその他までであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

若干の質疑がありましたので、報告いたします。

問い、但馬牛博物館がリニューアルするわけですが、そのコンセプトは何か。答え、現在の博物館は平成6年の牧場公園開設時に建てられたものであり、23年経過している。その間、但馬牛をめぐる情勢は変化しており、その当時にはなかった輸出であったりおいしさの科学的な究明であったり、大きく変化している。基本方針として、1、展示空間を大きくして但馬牛、神戸ビーフについてさらに理解をしていただく。2、調査機能を整備し、必要な資源を後世につなげていく。3、展示商品等を更新して情報発信をしていく。4、博物館法に基づく登録博物館または博物館相当設備を目指す。以上4つをコンセプトとして進めていくということであります。

次に、協議事項であります。平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、異議なく当委員会として承認をいたしました。

次に、農林水産業課であります。

報告事項1から8の8件でございます。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思いますが、若干の質疑がありましたので報告いたします。

経営所得安定対策で産地交付金でソバが3種類あるが、どう違うのか。答え、地域振興課産ソバは町独自の交付金で、「ソバ」と表示されているものは国の交付金、ソバ（二毛作助成）は春は水田に飼料作物を植えて、刈り取り後ソバをつくる交付金であります。

問い、有害鳥獣の被害720万はどう算出しているのか。答え、農家のほうへアンケートにより算出している。内訳は、カラス被害200万円強、イノシシ370万、鹿120万円となっている。

問い、囲いわなは何基あるのか。答え、30基ありますが鹿専用というわけではなく、イノシシ、鹿両方に使えるものである。

問い、以前から言っている処理施設はどうなっているのか。答え、先進地として岡山の処理施設等の視察に行っており、今年度中に当町としての方針を決めていきたい。

問い、受託業者に美方郡地籍調査協会とはどんな団体か。答え、一般社団法人で、一昨年設立した会社である。目的は地籍調査推進をする会社である。当町の指名にも参加している。美方郡の森林組合、測量会社、土地家屋調査士等で構成されている。

協議事項、一般会計補正予算（第1号）について、異議なく当委員会として承認をいたしました。

次に、建設課であります。

報告事項1から6の6件でございます。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

質疑がありました。問い、和泉谷・津原古墳群の発掘調査の予算は幾らか。また、どこの予算を使っているのか。今後どのように保存していくのか。答え、予算は1億500万で、浜坂残土処分場特別会計より予定している。保存は資料での保存になっていくものと思っている。

協議事項であります。町道路線の認定について、今回の提案は浜坂道路開通に伴う一般国道178号線の一部の路線を町道移管にという提案であります。当委員会として承認いたしました。

平成29年度補正予算について、一般会計補正予算（第1号）、異議なく当委員会として承認いたしました。

次に、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、当委員会として承認いたしました。

次に、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、異議なく当委員会として承認をいたしました。

その他といたしまして、浜坂道路進捗状況についてであります。開通予定は、11月

下旬から12月の初めということになっております。

次に、平成29年度国土交通省兵庫県関係事業の進捗状況については、資料を御清覧いただきたいと思います。

その他としまして、浜坂道路2期工事に向けて居組までの国道178号線の全線を町道にと言っているが、その中で諸寄から居組まではトンネル4つ、橋梁が3つ、また危険箇所を含んでおり、町の財政では対処できないということで現在交渉中である。県としては、今年度9月に記事発表する予定になっており、8月末までに事業評価しなければならないということになっており、そのためにも7月中旬に結論を出さなくてはならないという説明がありました。

次に、商工観光課であります。

所管調査に入るまでに、現在工事中の道の駅の現地視察を行っております。

報告事項、1から道の駅整備事業までの6件であります。詳細は、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

若干の質疑がありましたので、御報告いたします。

上山高原のふるさと館の収支報告書の中で、自己資金とは何か。答え、上山高原ふるさと館の収支決算は指定管理料に係る決算書であり、上山エコミュージアムの決算は別会計になっており、その会計の中から繰り入れしたものである。

問い、上山エコミュージアムに入っている県補助金はどこ経由で入っているのか。町の一般会計ではなく、協議会経由でエコミュージアムの会計に入っている。

次に、問い、道の駅の工期がおくれているのはなぜか。答え、第1期造成工事で搬入土が工区外のものであったもので、適切な土でなかったということが大幅なおくれになった。そのため、全体がおくれてしまったものである。

問い、会社が設立されているが、発起人会と同じか。答え、同じである。ただ、駅長候補の1名の方は現在勤めているため役員になれないということですが、同じ構成メンバーである。

問い、道の駅の愛称名をつけたらと提案してきたが考えている様子もないが、このまま浜坂の郷でいくのか。答え、考えていないというわけではないが、建物ができ上がっているので今後可能性を含めて指定管理業者と検討していきたい。

問い、備品リストは見事に拾い切っていると思うが、今後備品に必要なが生じたとき町は補正を組んで対処するのか。どこかで歯どめがないのか。追加備品はないと思っている。今後においては、20万円以上のものは修繕を含めて町が見ている。未満のものは指定業者が見ていくことになる。

備品合計は幾らになるのか。今回の補正を含めて4,937万5,000円になるということであります。

協議事項であります。1、公の施設に係る指定管理業者の指定の変更についてであります。委員会として承認いたしました。



2、損害賠償額の決定及び和解について、異議なく当委員会として承認をいたしました。

3、一般会計補正予算（第1号）についてであります。農山漁村おみやげ農畜産物販売事業についてであります。若干の質疑がありました。

屋根つき通路はオープンまでにできるのか。設計業者は今までの業者か。オープン後の工事になる。設計業者はこれからであるが、どこでと確定しているわけではないが今までの設計業者も候補の一業者である。

問い、現地を見て軒先の屋根が低いが、これに屋根つき通路をつければさらに低くなることになるが大丈夫か。答え、設計士さんと相談しながら考えていかななくてはならないと考えている。

問い、駐車台は何台か。また、身障者の駐車場は何台とれるのか。答え、普通車40台、大型車4台、身障者用スペース1台を用意している。

問い、道の駅総事業は幾らになるのか。答え、約6億6,000万になる。この中で、町の負担分が約4億3,500万になるということであります。

当委員会として承認をいたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終わります。委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が6月13日に開かれておりますので、委員長より報告をお願いをいたします。

岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） おはようございます。

それでは、委員会報告をさせていただきます。

担当は4課でございますが、まず健康福祉課でございますが、報告事項10件ありまして、まず1番の国保医療費が減っているのは町民が健康だからではなく、負担額が高いから行かないんだという質問がございました。それに対して、国の制度の問題も一因と思うが検討はいたしますということでございました。

それから、7番目の……。ごめんなさい、報告事項10件でございます。7番目の臨時福祉給付金の支給決定件数が少ないという質疑に対して、受け付け期間等の問題もあるが、広報等も利用して連絡を密にいたしますということでございました。

それから、次に協議事項でございますが、1番の新温泉町福祉医療費助成条例一部改正についてでございますが、いささか意見がございまして、協議の結果、採決となり採

決をいたし、2対1で委員会として了承といたしました。

それから、あと2、3、4、5は委員会として特に質疑ございませんので了承いたしました。

次に、町民課でございます。

報告事項11件、平成29年4月1日の人口統計についてでございますが、人口減がひどく限界集落が多いが、その対策はということで質問に対して、現況では単独では集落機能に無理があると思う。集落を統合することも考えざるを得ないということでございました。

次に、4番の平成29年度資源化分売り払いについてでございますが、管理費の区分変更の案もあるようだが、リサイクルセンターの収納能力にも問題があると思うがというこの質問に対して、昨年度も改修したが検討しますということでございました。委員会として了承いたしました。

協議事項4件でございました。4件とも特に質疑等はございませんので、委員会として了といたしました。

それから、次に上下水道課でございます。報告事項8件ございました。8件とも何ら質問等もございませんでしたので、委員会として了しました。

協議事項でございますが、3件ございまして、質疑等も全然なく委員会として了いたしました。

それから、報告事項でございますが、1番から7番まで特にこれもございませんでした。

それと、協議事項1番から3番で3件ありまして、1番から2番、質疑等の質問はございませんでした。ごめんなさい、協議事項2件でございます。

それから、委員会終了後に前から病院参事のほうから依頼を受けておりました病院の改修の後を見ていただけませんかということをお願いしておりましたので、ちょうど時間が早く終わるとということで当日見学に行きました。それと、そのついでにささゆりも見てという話がございまして、ささゆりにも行きました。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これをもって質疑を終わります。委員長、ありがとうございます。

次に、議会広報調査特別委員会が6月8日に開かれておりますので、委員長より報告をお願いをいたします。

中村委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、議会広報調査特別委員会

から報告申し上げます。

6月8日に議会終了後に打合会を持ちました。内容は今議会の内容についての広報発行でありまして、6月23日、この議会終了後ですが、また原稿依頼を行います。7月4日から編集作業に入る予定ですので、それまでに原稿提出をよろしくお願いいたします。

2回の広報委員会を持って最終校正して、27日には各戸に配布する。そんな予定でいきたいと思っております。今回につきましては、全16ページの中でいきたい。そういうふうな思いであります。

いつも申し上げておりますが、一般質問につきましては800から900字、写真1点、必ず会議の見出しをつけていただきたい。また、本文中に2つぐらいの小見出しをつけていただきたい。それが大きなお願いでございます。

以上、議会広報からの報告でございました。

○議長（小林 俊之君） 議会広報調査特別委員長の報告は終わりました。委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

次に、町長より報告がありましたらお願いいたします。

○町長（岡本 英樹君） ありません。

○議長（小林 俊之君） 以上をもちまして諸報告を終わります。

---

## 日程第2 報告第1号

○議長（小林 俊之君） 日程第2、報告第1号、専決処分の報告について（専決第3号）、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条2項の規定により御報告を申し上げます。

内容につきましては、町民課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 報告第1号、専決処分の報告について御報告申し上げます。

専決3号は、自動車物損事故について和解が成立し、損害賠償を支払うものでございます。説明の都合上、審議資料の1ページをごらんください。

自動車物損事故の概要を説明いたします。

事故状況は、本年3月13日午後6時35分ごろ、新温泉町岸田1825番地の1先の県道若桜湯村温泉線路上において、新温泉町消防団温泉支団第7分団の——団員が運転する小型ポンプ積載車が建物火災鎮火後の撤収時に方向転換のため後方に進行中、停

車していた美方警察署の車両に接触し、車両の一部を破損させたものでございます。

議案の専決第3号に返っていただきまして、この事故の損害賠償について示談が成立し、事故の相手方に修理代として7万3,936円を支払うものでございます。

なお、修理の全額は保険より支払いされております。また、再発防止のため、消防車両がバックする際には見張り員が大声で確実に指示を行うなどして十分注意するよう、各分団に指示をいたしました。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

### 日程第3 報告第2号

○議長（小林 俊之君） 日程第3、報告第2号、平成28年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 報告の2号で、一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。地方自治法施行令の規定によりまして、繰り越しの状況を報告をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。審議資料2ページ、3ページでございます。28年度の一般会計の繰越明許費繰越計算の事項別明細でございます。表と、上です、左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、節、説明の状況でございます。

それから、縦、表側です。2款の総務費から3ページの11款災害復旧費までということで、一番上が個人番号カードの交付事業、2番目が臨時福祉給付金の給付事業、3番目の地方創生拠点整備交付金事業というのが右側の説明欄にも書いてございます。但馬牛研修センターに係る整備事業でございます。あと2つが地籍の事業でございます。

それから、3ページのほう水産振興事業、これが漁協に対する補助金でございます。冷凍冷蔵加工処理施設の整備に伴う補助でございます。その下が町道二日市指杭線の道路改良、その下、教育費は北小学校、それから夢が丘中学校の空調の整備事業でございます。一番下が農地災害2件分の災害復旧でございます。

以上、10事業の繰り越し状況でございます。総額で約3億6,400万の繰越事業でございます。主なものは但馬牛の研修センターの整備事業、水産振興施設整備事業でございます。

議案に戻っていただきたいと思っております。議案のほうでございます。議案のほうでは計算書、ちょうど真ん中が繰越額でございます、実際の繰り越しをした額です。その左の金額というのが12月なり3月でお認めいただきました繰り越しの限度額、実際に繰り越したのが翌年度繰越額ということで、合計で3億6,330万5,000円でございます、その財源内訳を右側に記載をさせていただいております。

以上、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 個人番号カードの件ですけれども、委員会資料の13ページに各自治体の発行枚数なりが載っております。交付枚数もあるわけですけれども、新温泉町の場合は1,330枚ということになっておりますけれども、今後まだこれが伸びる可能性があるのでしょうか。（「所管ちゃうん」と呼ぶ者あり）あ、所管か。何でだ、委員会違う、町民課だかな。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 徐々にではありますが、申請がされております。大体今月に10枚から20枚ずつぐらい申請される方がおられますので、少しずつですが伸びるというふうに考えております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 繰越明許費は総務の所管ですので、よろしく願いをいたします。

そのほか、ございませんか。

8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 農林水産業費の林業費の部分で地籍調査関連用地事業なんですけど、これの公有財産購入費というのは土地購入費419万6,000円というのは地籍調査関連であったのかなということ。内容をちょっと改めて確認したいんですけど、地籍関連じゃないんじゃないかなと。そんなちょっと気がしますので、ちょっと内容を教えてください。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） この分につきましては、県営林道の池ノ尾線の用地の関係の買収の事業でございます、当然用地の登記が完了しておりませんでしたので、この地籍調査の事業によって用地を確定させて、それで町が買収した後に県のほうに売り渡すというような事業でございます。ですので、地籍関連の事業でさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。

午前 9 時 3 4 分休憩

午前 9 時 3 4 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

8 番、中村茂君。

○議員（8 番 中村 茂君） 当初というか、予算設定がこういうことであったということであればそれはそれでいいんですけど、これの対象地というのは池ノ尾線でしたよね。私の村の、千原なんですけど池ノ尾線の関連があって、それで従来から 28 年度中に支払いがなされますよと。3 月末に確認したときに、何とか出納閉鎖までにはお支払いできるだろうと。そんな経過をたどってきた支払いの内容です。それが会計閉鎖を越えても支払われてない。これは千原、鐘尾、千谷全てであります。

要は、これ単費でしたかいな、たしか単費でしたよね。失礼な言い方して、安易な繰り越しになってないのかなと。やっぱり予算づけした年度に事業をし、なおかつ完了するのが基本だと思います。そういう部分からいったら、この件についてだから対象地域には何の説明もない。こういうあり方は、要はそれを財源として例えば村なんかは考えてる部分もあるし、そういう部分において非常に何かやり方が、いつかはくれるということはあるんだろうけど、でも当初説明なりしてきた経過の中で説明してきたことについてはやっぱりすべきと違うかなと。その辺に対してどうお考えですか。

逆に、何でできなかったのかなということも含めて、あの辺の調査は全て完了しとったはずだし、そういう部分では安易な繰り越しになってないかなと。その辺の確認をしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） この用地、地権者 3 名おるわけですけど、用地が確定してその地権者との交渉で繰越事業になったということでございます。

それと地籍事業につきましては、事業推進に当たって地元で最初に説明をさせていただいて進めているというふうに理解をしております。詳細な説明がなかったということであれば申しわけなく思いますけども、地元のほうにきちっと説明をしてこれから進めていきたいと思っております。

先ほど地権者 3 名というふうに申し上げましたが、ほぼ了解は得られているということですので、これから早いうちに完了に持っていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 中村茂君。

○議員（8 番 中村 茂君） 地権者 3 名というのは個人ですか。要はできなかったから繰り越しするんだろうけど、仕事をそういう予定で進めてきたのかどうかということ。その該当者には何ら説明がなされてない。こっちから聞いたらそういう回答が経過とし

であった。だから要は仕事の仕方、させ方、予算のつけ方、整理の仕方、この辺からかけて総務課長、問題ないんですかね、これ。副町長か。ちょっと非常に何だ、結果的にはだから皆さんが多分了解してる内容でしょう、これはね。地権者なりは。それであとは要は支払いだけを待ってる状態ですから、だから全部の条件は整っているはずなんだけど、何で払いが、払いというか繰り越しになるのかなど。もう一度答弁いただけますか。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） その3名といいますのが、個人の方2名が含まれております。その関係でおくれたということでございます。その登記の関係で、その個人の方の関連で少しおけているということでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第3号

○議長（小林 俊之君） 日程第4、報告第3号、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、説明の都合上、審議資料の4ページをお開きください。

平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書事項別明細書をつけてございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、節、説明というふうなことで上げてございます。

事業といたしましては、介護保険制度改正システムの改修業務でございます。これは28年度で制度改正が未確定な部分があったために繰り越して対応させていただくものでございます。金額といたしましては283万円、翌年度繰越額も283万、節で委託料として283万でございます。

では、本文にお戻りください。本文の繰越計算書でございます。総務費、総務管理費で介護保険制度改正システム改修業務ということで283万円、翌年度繰越額283万

円。財源内訳は国庫支出金が33万円、あと250万が一般財源でございます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第4号

○議長（小林 俊之君） 日程第5、報告第4号、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるものでございます。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 浜坂地区残土処分場の特別会計の繰り越しの説明をさせていただきます。

浜坂残土処分場につきましては、例年繰り越しをさせていただいております。といたしますのも、公共事業が完了するのが3月末で、どうしても最終的に残土が入ってきますのはもう3月末に集中するというようなことから、その残土を整地をするためには繰り越しをせざるを得ないという状況でございます。

審議資料の5ページに、浜坂地区残土処分場特別会計の繰越事業明細書をつけさせていただいております。残土処分場として800万の工事請負の、これ整地工でございすけども繰り越しをさせていただいております。

なお、5月19日で全て整地工を完了し検査も終わっておりますので、報告をさせていただきます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第6 報告第5号

○議長（小林 俊之君） 日程第6、報告第5号、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事



業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げるものでございます。

内容につきましては、上下水道課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 報告第5号、平成28年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

上段の浜坂温泉副配湯所貯湯槽改修工事並びに中段の工事監理業務につきましては、すこやか広場の北側に隣接しております副配湯所におきまして漏湯が進行しておる貯湯槽を改修するものでございます。使用するステンレスの材料が少量ということもありまして、工場と製作時期の調整が生じ、資材の調達に期間を要したため繰り越しとなりました。

5月9日に新しい貯湯槽のほうに切りかわりまして、工事につきましても5月の24日に完了いたしております。

下段の水道料金システム等購入につきましては、この後の水道事業会計及び下水道事業会計につきましても同様の内容でございますけれども、システム開発に係る方針の決定が3月ということになりましたので、繰り越しというふうになりました。

浜坂温泉配湯事業会計の料金システムに係ります繰越額は、予算計上額263万8,000円のうち249万9,000円でございます。現在80%の進捗率ということで、8月検針業務からの切りかえを目途に作業を進めているところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第7 報告第6号

○議長（小林 俊之君） 日程第7、報告第6号、平成28年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度新温泉町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、上下水道課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 報告第6号、平成28年度水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

内容は、料金システムに係るものでございます。繰り越し事由につきましては、先ほど浜坂温泉配湯事業会計の中で御説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

1款上下水道事業におきます繰越額は551万6,000円、2款簡易水道事業におきます繰越額は624万5,000円でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願ひいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっとよくわからないんで聞かせてください。

水道料金の体系も変わっていないわけですが、結局議会で否決になりましてね、値上げの問題だとか。なのに、このシステムプログラムというのを新たに開発をするということですか。ちょっとそこら辺のところをよくわからないんです。ちょっと説明してください。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 水道料金システム等につきましてはメンテの期間が切れたということで、システムを取りかえる必要があるということの中で昨年度6月の補正で御提案をさせていただきました。

システムの開発ということにつきましては、現行の予算体系のまま取りかえるのか、料金の統一、改定を踏まえてシステムを開発していくのかというような2通りの中で準備を進めてきたところでございます。ただ、最終的に実施に至りませんでしたので、現行の料金システムの体系で進めていくということになりましたので、その決定が3月ということになりましたので、繰り越しの中で現在作業を進めているという状況でございますので御理解をお願ひをいたします。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） いや、現行のままであれするといったら、私らが聞いてたら何も特別新たなシステムをつくらなくてもいいんじゃないかなと思うんですけども、それを新たにつくらなならんというのはどういう意味ですかということを聞いてるんです。2社から1社、1つを選ぶ。けどもこれまでに料金システムはあるわけでしょ、今。それを今度新たなシステムにせなあかんという理由がわからないんです。そこをわかりやすくちょっと説明してください。聞いとってわからない。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 新たなシステムという意味合いがどうかと思うんですけども、結局現在使用しておりますソフトがメンテナンスの期限が切れておりますので、それを新しいものにかえる必要がありますということの中で予算を計上させていただきまして、ただそれをどういうふうに進めていくかということにつきましては、今の料金体系のままでそういったシステムをつくっていくのか、料金の改定それから料金の統一ということの中でシステムをつくっていくのかというような2通りがありましたので、最終的には3月にその結論をいただきましたので作業を進めているという状況でございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 2通りのうちのどちらかをという形で、結局は改定をしないほうのシステムだということけども、そのシステム自体はあれですか、更新を図る、いわゆる何年までだったらこれでオーケーですよ。いわゆる耐用年数みたいなもんがあるんですか。何年に1回はそういうもんを改定しなきゃならないというような約束があるんですかということです。それを聞いてるんです。それを答えてください。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 機械につきましては5年だというふうに思っておりますけども、その期限が切れておりますので、それを更新するという内容でございます。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（小林 俊之君） もう一度。

○上下水道課長（松岡 清和君） ソフトでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） じゃちょっと関連して、よく私もわかりません。ソフトが5年で切れたから、もう使えなくなるという意味がよくわからない。期限が切れたら更新すればまた継続メンテナンスが受けられるというふうな思いでおるんですけども、5年たったから全く機能しなくなるんですか。例えばウィンドウズXPがもうメンテナンスがきかないようになったから、新しいOSにかえるからシステムも新たに作るんだというならよくわかる。そうじゃない、5年たったから5年たった時点でソフトはもう動かなくなるんですか。契約を更新すれば事足りるんじゃないでしょうか。その辺がちょっとよくわからないので、詳しい説明をお願いしたい。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） メンテナンスの期間が切れましたので、今後のそういった不測の事態に対応ができないということですので、今回こういった提案をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） メンテナンス期間が過ぎた。これはあくまでも民事上の契約行為だけですよね。例えば物理的に、さっきも言ったようにシステム、いわゆるコンピューターを動かすためのシステムが変更になったから、もう5年以上たつとこのシステムはもう動かなくなりますよということであれば仕方ない部分があるんですけども、基本ソフトはそのまま、いわゆる料金システムのソフト部分が5年たったから、いや、もう新しいものにしなきゃいけませんよという契約なんですか。まあえらいもったいないソフトですね。5年ごとに新しいシステムに何のふぐあいもないのに切りかえなければいけないという、非常に大変な契約をされてるなという思いがしますが、そう思うのは私の認識不足なんでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。

午前9時55分休憩

午前9時56分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 大変申しわけございません。ソフトのメンテナンス期間が過ぎてしまって、もちろんリースは5年だったわけですが、もうメーカーのほうはそのソフト自体は今後その保守もメンテナンスもできないということの中で新たなシステムを入れざるを得ないということで、ソフト部分のシステムの更新を昨年度予定しておいた。新たにシステムをつくるわけですから、そのときに現状のまま組むのか、たまたま料金改定等を提案してありましたので改定されたもので組むのかというところで結論を待っておいたということで、それが3月までずれ込んだものですから現行のままの条例を施行するためのシステムを3月以降決定した段階で組んでいくということで、年度内にできなかったということで繰り越しをさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 馬場町長が、よく事業の継続性ということをしきりに過去言ってきました。やはりコンピューターのソフト、基本的なもんですから、5年ごとに新品にするとかそういう仕組みでなしに、やはり継続、延長、そういう仕組みも入れてやっぱり安価に、これまでのデータがきちりと継続できるようにコンピューターのあり方もそういう方向を考えて、ぜひソフト会社の言いなりにならんようお願いをしておきます。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 特にハードの耐用年数とかと違いまして、ソフトについてはおっしゃるような部分が当然あるわけですが、今回たまたまそのソフト自体が

私のほうは5年だったわけですが、メーカーからすれば何年前に開発したプログラムがちょっとわからないんですが、最終的にその5年に合わせてメンテナンスが一応終了しとるということで、更新をせざるを得なかったということでございます。基本は当然ソフトでございますので、法律や条例が変わらない限り基本的には使えるという前提で、先ほど宮脇議員が言われましたようにOS等がかわればのらない場合がございますが、そういう事例がない限り長期に使うということを基本にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

### 日程第8 議案第7号

○議長（小林 俊之君） 日程第8、報告第7号、平成28年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、上下水道課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 報告第7号、平成28年度新温泉町下水道事業会計予算繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

上段の浜坂浄化センター長寿命化対策工事につきましては、更新する機器を工場に持ち帰って分解整備するものでございまして、処理機能に支障を来さないよう運転業務との調整によって工期延長が必要となったものでございます。工事につきましては、5月の15日に完了いたしております。

下段につきましては、料金システムの関係でございます。繰越額は420万4,000円ということになっております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねします。浄化センターの長寿命化対策工事ということですけども、具体的にどういうことをやれば寿命が延びるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 長寿命化ということですので、端的に言えば物をそのままかえるということではなしに、物の一部分を取りかえたりする中で延命化を図っていくというようなことと、前段の調査を行いながらそういった計画を立てていくというようなことが長寿命化につながるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 具体的に、どういうものとかがわかりませんか。

もう一度。

○上下水道課長（松岡 清和君） 例えば曝気装置でございますと、曝気装置全体ではなしにその軸の部分だけを取りかえることによって、一番損耗が激しい部分を取りかえることによって全体を交換しなくても済むように、その機器を長く使っていくというようなことが具体的な例でございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） よろしいか。

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第9 議案第8号

○議長（小林 俊之君） 日程第9、議案第8号、平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成28年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表につきまして、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 報告の第8号でございます。兵庫県町土地開発公社の事業報告及び財務諸表についての報告でございます。地方自治法の243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を報告するものでございます。

次のページの報告書をごらんください。報告書及び計算書類ということで、この冊子の1ページをお開きいただきたいと思っております。

1ページ、2ページということで、1ということで事業報告、1で事業の概況でございます。1ページが文章、2ページが内容をそれを内訳の表にしたものでございます。

1、2ページあわせて説明をさせていただきます。

28年度における事業の概況でございますが、受託事業実績は1町1件で面積が1,142平米、事業費で7,960万9,000円ということで、2ページの上段の表です。福

崎町、福崎駅周辺整備用地取得事業ということでございます。

その下の行です。一方、土地の処分状況はということで2件で1億4,126万3,000円でございます。2ページの下の方の表でございます。2件、表の右から4行目を見ていただきましたら、28年度買い戻し額、元金相当額と書いてございますけども、この部分で一番下の28年度の福崎町の分は据え置きになっておりますので、2件というのがこの上の25年、27年の2件分ということとなります。受託側、公社側からいきますとこれは土地の処分ということになりますし、委託側、町からいきますと買い戻しという形になっております。

その下でございます。借入残高はということで、右側の表、下欄の表の右端、28年度末の土地現在高をごらんいただきましたら、1億5,286万1,000円というのが借り入れの残高で、公社からしますと土地の現在高ということとなります。

その下の文書です。収支としましては、そのもう一つ下の行、2年連続の黒字で利益額は27万4,422円でございます。この収益分は全額未処分利益剰余金に積み立てをし、翌年度繰越金剰余金を1,972万5,040円といたしております。

次に、3ページをごらんください。3ページ、4ページが収益的な収入及び支出でございます。決算額のみ説明をさせていただきます。それと収入支出、3ページ、4ページあわせて説明をさせていただきます。

まず、3ページの収入の事業収益の4行目です。一般事業売却収益ということで、土地の3件分の元利相当額、買い戻し額1億4,204万7,643円ということで、これが4ページの支出の欄を表を見ていただきましたら上から4行目、一般土地売却原価ということで、これが銀行等への返済額でございます。町からの買い戻しのお金でもって銀行に即同額を返済するというパターンでございます。

3ページのまた下のほう、中段です。事業費収益ということで39万8,045円でございます。これは取得事業、その年の事業の事務費でございます。0.5%、この28年度でいきますと7,960万9,000円の取得事業をしておりますので、その0.005ということで、39万8,045円が事務費でございます。

その下の事業外収益の利息です。4行目の基本財産利息というのが出資金に対する利息、預金利息というのはそれ以外の利息です。合わせて9,937円ということで、収入合計が1億4,245万5,625円でございます。

4ページの支出のほうでございます。1の事業原価は先ほど説明しましたので、2の販売費及び一般管理費ということで要するに事務費です。これが13万3,560円ということで、最終的に支出では1億4,218万1,203円、収入支出差し引きしますと当期純利益ということで27万4,422円の黒字となっております。

次に、5ページです。5ページが資本的な部分の収支でございます。これも決算額のみ説明をさせていただきます。

まず、一番上の資本的収入ということで4行目、一般土地借入金ということで銀行等

からの借入金でございます。ことしの事業費相当額7,960万9,000円でございます。収入はそれだけです。

それから、支出のほうです。資本的支出ということで、これも4行目を見ていただきましたら土地取得費ということで買収費です。決算額7,960万9,000円、上の収入の借入額と同額でございます。

それから、大きな2番の長期借入金返済金です。今までの事業の償還期ということで、銀行等への返済です。そのうちの資本勘定でございますので元金相当分、これが1億4,126万3,000円ということで、支出の合計は2億2,087万2,000円でございます。

6ページで、(2)で借入金の概況ということで書いてございますけど、期末残高は先ほど説明しました2ページの土地の現在高と同じ金額で、1億5,286万1,000円でございます。

4番の監査の実施状況は、27年度の分の監査の実施状況でございます。

それから、5の一般庶務事項の(1)から9ページの(7)までにつきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。後ほど御清覧いただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、10ページです。10ページが計算書類で、まずアラビア数字の1で損益計算書、事業成績をあらわすものでございます。1番で事業収益、その1、公有地取得事業収益というのが売却収益でございます。それから、事務費収益、合わせて1億4,244万5,688円でございます。

それから事業原価、これは銀行等への返済の額です。これも1億4,204万7,643円ということで、売却の額と同額でございます。

差し引き事業総利益は、結局その事務費の収益分だけ39万8,045円ということになります。

それから、大きな3番は経費です。先ほどの事業総利益からこの経費を差し引きして、事業利益は中段右側26万4,485円、これに事業外収益の利息を足して5の事業外費用、これは該当ありませんけども、これらを差し引きしますと経常利益が27万4,422円でございます。

それから、特別利益、特別損失はございませんので、そのままそれが27万4,422円が当期純利益。これに前年度の繰越準備を加えて、最終的に当年度末未処分利益剰余金は1,972万5,040円となっております。

次に、11ページでございます。これが貸借対照表でございます。財政状態をあらわすものでございます。

まず、資産の部の流動資産、現金預金それから公有土地、保有の土地の現在額でございます。これを加えたものが流動資産ということで、1億9,058万6,040円でございます。



固定資産の2です。全て売却目的の土地でございますので、固定資産はゼロです。資産合計は流動資産と同じ額ということになります。

それから負債の部、流動負債はございません。固定負債、長期借入金でございます。銀行等からの借入金、これが1億5,286万1,000円ということとなります。

次に、資本の部です。

まず基本財産、出資分からの出資金です。出資金が1,800万円、それからその下、準備金ということで前期の繰越準備金、当期の純利益を合計しまして準備金合計が1,972万5,040円で、資本合計は先ほどの資本金の合計と合わせまして3,772万5,040円ということで、これが後ほど説明します14ページの現金預金と同額の金額となっております。

負債資本の合計が1億9,058万6,040円ということで、負債資本の合計と上段のほう、2の資産合計と同額ということでございます。

次に、12ページでございます。キャッシュフロー計算書で資金繰りをあらわすものですが、結果のみ最終的に報告します。

1番が事業活動によるもの、2が投資活動、3が財務活動によるもので、これらを足しまして4、下から3行目です。現金及び現金同等物増加額は27万4,422円ということで、一応プラスでございますので資金繰りは順調だったということが言えます。これに期首残高を加えて期末残高が372万5,040円ということで、これがまた後ほど説明します14ページの普通預金と同額でございます。

次に、13ページでございます。財産の目録ということで、上段が資産の部、下段のほうが負債の部、差し引きしまして正味資産が3,772万5,040円、これも14ページのこれから現金預金の一番下の金額「3,772,5040」と同額でございます。内訳は普通預金と定期預金、14ページの記載のとおりでございます。

あと、2番から次の15ページの6番までは説明を省略させていただきます。

最後、16ページです。監査報告書ということで、ことしの28年度の分は29年4月の20日に監査を実施されております。

3で監査意見です。2行目です。計数については正確でありということで、その下、28年度の経営成績については適正に表示されているものと認めていただいております。これは監査報告であります。

その次のページで黄色い分界紙以降につきましては、29年度の事業計画、資金計画であり参考資料でありますので、説明は省略をさせていただきます。後ほど御清覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩をいたします。10時30分まで。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第10 報告第9号

○議長（小林 俊之君） 日程第10、報告第9号、第29期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、第29期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、商工観光課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 第29期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について御説明申し上げます。

次のページでございます。営業報告書を添付させていただいております。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。1といたしまして営業の報告、8行目から説明をさせていただきます。

営業の報告といたしまして、まず指定管理をしておりますリフレッシュパークゆむら、入館者数6万7,865人、前年対比マイナス4,845人、6.7%の減、利用料2,411万円、前年対比マイナス105万6,000円、4.2%の減となっております。町営駐車場、利用台数2万7,440台、前年対比プラス2,180台、8.6%の増、利用料448万円、前年対比プラス20万円、4.7%の増。健康公園、利用人数5万8,661人、前年対比マイナス4,020人、6.4%の減、利用料214万7,000円、前年対比マイナス7万6,000円、3.4%の減。草太園地、利用人数516人、前年対比プラス23人、4.7%の増、利用料22万8,000円、前年対比プラス1万1,000円、5.2%の増。ログハウスカナダ、利用棟数783棟、前年対比プラス26棟、3.4%の増、利用料1,356万8,000円、前年対比プラス54万2,000円、4.2%の増。夢千代館、入館者数1万6,585人、前年対比マイナス197人、1.2%の減、利用料435万4,000円、前年対比プラス5,000円、0.1%の増となっております。

次に、直営事業でございます。レストラン楓が8,553万3,000円、前年対比マイナス209万2,000円、2.4%の減。フロント販売品205万7,000円、前年対比

プラス1万円、0.5%の増、リフレッシュ館喫茶・特産品販売588万3,000円、前年対比マイナス36万円、5.8%の減。野外施設305万円、前年対比マイナス10万8,000円、3.4%の減となっております。売上高は1億4,627万8,000円、前年対比マイナス309万5,000円、2.1%の減となっております。総収入額は2億476万円、営業外収支を含み税引き後の当期利益といたしまして269万円を計上することとなっております。

次に、2ページでございます。29期の活動報告といたしまして、リフレッシュ館、レストラン楓、夢千代館、健康公園全体での取り組みのイベントをごらんとおり行っております。

3ページでございます。当社の状況といたしまして、1、資本金の推移、当年度末2,000万円、増減なしでございます。株式の状況といたしまして、発行済み株式総数400株、当年度末株主数133名でございます。社員の状況といたしまして、当年度末13名、増減1名の減でございます。

4番目に、業務の状況でございます。指定管理施設及び業務といたしまして、リフレッシュ館におきましては受け付け案内、利用促進、機械・設備管理、スイミングスクールの業務を行っております。駐車場につきましては運営業務、健康公園、草太園地、生涯学習のむら、夢千代館におきましては受け付け案内、利用促進、施設管理を行っております。

4ページでございます。直営業務といたしまして、リフレッシュ館の喫茶、物品・特産品販売を行っております。森林総合利用促進施設でレストラン業務を行っております。野外活動施設で物品販売、中山食堂の業務を行っております。メイプルセンター、夢千代館売店では物販販売を行っております。

売り上げの内訳といたしまして、部門にフロントから夢千代館まで売上合計1億4,627万8,942円でございます。指定管理料の5,848万1,821円を加えまして、総収入額合計が2億476万763円となっております。

次のページでございます。5ページに取締役及び監査役の職名、氏名を記載しております。代表取締役社長、村尾之雄以下監査役までごらんとおりでございます。

4といたしまして第29期末貸借対照表、次に29期損益計算書、29期剰余金の処分につきましては、次の決算報告書から説明のほうをさせていただきます。

次のページ、決算報告書でございます。

1枚めくっていただきまして1ページ、貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして現金から仮払金まで流動資産合計1億490万1,632円でございます。固定資産のうち有形固定資産といたしまして建物から器具備品まで有形固定資産合計106万3,681円となっております。無形固定資産ゼロ円。投資等といたしまして、出資金1万円を合計いたしまして資産合計1億597万5,313円となっております。

次のページ、2ページでございます。負債の部。流動負債、未払い費用から未払い法人税等、流動負債合計1,480万8,770円でございます。固定負債合計ゼロ円。純資産の部といたしまして、株主資本、資本金から繰越利益剰余金まで株主資本合計9,116万6,543円を加えまして、負債、純資産合計1億597万5,313円となっております。

次のページ、3ページでございます。損益計算書。売上高2億476万763円、売上原価、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高までプラス・マイナスをいたしまして、売上総利益1億5,523万1,033円となっております。販売費及び一般管理費1億5,197万6,754円を差し引きまして、営業利益といたしまして325万4,279円となっております。

営業外収益、受取利益から雑収入まで40万4,141円、営業外費用、雑損失1万7,296円をそれぞれ加味いたしまして、経常利益364万1,124円となっております。

次のページ、4ページでございます。特別利益ゼロ円、特別損失ゼロ円、法人税等95万1,045円を差し引きまして、当期純利益といたしまして269万79円となっております。

次のページ、5ページでございます。販売費及び一般管理費、役員報酬から雑費まで営業管理費合計といたしまして1億5,197万6,754円となっております。

6ページ、売り上げの内訳でございます。営業報告により説明をさせていただきますので、省略させていただきます。

仕入れの内訳、部門、フロントから夢千代館販売まで仕入れ額合計5,075万8,909円、期首棚卸216万6,378円、期末棚卸339万5,557円となっております。

7ページでございます。株主資本等変動計算書。当期末残高のみ説明をさせていただきます。資本金2,000万円、利益剰余金のうち利益準備金でございます、119万2,000円、その他利益剰余金の別途積立金といたしまして4,400万円、役員退職積立金当期末残高70万円、繰越利益剰余金当期末残高が2,527万4,543円となっております。利益剰余金合計といたしまして、当期末残高7,116万6,543円、株主資本合計当期末残高9,116万6,543円、純資産の部の合計といたしまして当期末残高9,116万6,543円となっております。

8ページに個別注記表を記載をしております。1番といたしまして重要な会計方針に係る事項に関する注記、2番といたしまして貸借対照表に関する注記を記載しております。

次に、9ページでございます。下段のほうでございますけれども、以上の決算につきまして、監査が適正であるということで監査報告のほうを受けております。

10ページでございます。剰余金の処分の件について、役員退職積立金10万円、繰越利益剰余金10万円としております。

以上、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 報告がございましたけども、少しお尋ねをいたしますけども、この1ページの入館者数がマイナスの4,845人と6.7%の減と。ずっとこのところこの入館者数が一番最盛期で14万人いたわけですけども、どんどんどんどんここまで減っている。もう建物も29年と。これ30年なんです、大体建てたときからしたらね。本当にこういう年々減っていくことについての原因について、専務も副町長が専務で出てるわけですから、取締役会でどういうお話をされているんでしょうか。どうしたらこういう事態をプラスに転じることができるとか、そういう取締役会なりで論議をされてるんでしょうか。何か僕はしてるようには思えないんですけどね。

それで駐車場は、要はこれふえてるわけですね。2,180台。恐らく北駐車場のほうではなくて東駐車場、リフレッシュの周りですね、そちらのほうの駐車台数がふえてると思うんです。にもかかわらず、要はリフレッシュ館の入館者数が減っておる。このことについて、どのような分析をされていますか。通り一遍のこの流してるような話じゃなくして、何が原因でこうなってると思いますか。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 取締役でのというお話もございましたが、会社の社長でありますとか支配人等と打ち合わせ等を行っております。そういった中で、やはり議員御指摘のように施設全体が29年、30年経過をいたしまして、それなりの更新の時期に当然来ているという考えもございます。

観光客につきましては、湯村温泉ピークのときに比べますと全体として当然減っておりますのでその全体の影響はございますけれども、施設の老朽化の影響もかなりあるというふうに相談を受けているところでございます。

全体のこととなりますとかなりの経費をかけた計画ということになりますので、そういったことも含めまして今後検討をしていくということで、夢公社といたしましてもできるだけ早くにそういった全体の改修案等も立てたいということをお伺いしております。町といたしましては、そういう計画案が出されましたら一緒になって考えていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 課長の話は聞きましたけど、専務、その取締役会なりそれなりでどんなお話をされてるんですか。答弁したくないんですか、どうもさっきから見とったら、顔を。やっぱり観光客はふえてるんですよ、湯村の日帰りの観光客は。この前も湯村温泉まつりの昼食会ですか、そこでも皆さんが言われました。もっともっとふやそうと。ふえてるのに、なぜリフレッシュがこれだけどんどん減っていくのか。駐車場にもお客さん来てるのに、その方たちが要はリフレッシュには足を向かない。こう

いった点について、ただ単なる施設の老朽化だけの話じゃないと私は思ってますけど、要は観光というのはそれこそ時代の流れといいますかね、そういうものに合わなければあれだと。それから今、もうはっきり言ったら料金が安い施設はなかなか、それなりのあれがあれば別ですけども、お客さんが向かない、足を向けない。旅行会社あたりが全然そんなもん取り合いもせえへんと。前は観光バスがどんどん入ったわけですからね。そういったところが僕は取締役会とかそういったところで話ができるのかなと。

取締役会のメンバーを見たら肩書のある方ばかりで、本当に夢公社の経営にどうしようこうしようという話にはなかなかならないのではないかなと思うんです。

今般、取締役が1人やめられました。後、そのかわりは総会が終わった後ですからあなたがやりはるのか。要は今のこの報告書では、2人の社員が取締役になっとるわけですね、この中で。そういう路線を引き継いでいくのかどうなのか。その点をちょっと聞かせてください。その29年、30年たったんだから、いわば改築に向かうような話も出てるということですけど、課長はそう聞いたという話ですけども、事実そういうことなんですか。そういう方向で今度いわゆる経営を上昇に上らせていくとか、そういう考え方なんでしょうか。その点聞かせてください。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） どういう立場で答弁するかということですが、いずれになっても簡単に。取締役会では、これを傍観しているということはしておりません。なかなかこれという手だてがない中で、言われましたように施設の老朽化、やはり一番大きいのは観光客の動向だというふうに思っておるんですが、いろんな施策、考えでやっているわけですが、なかなか観光客がふえないというのも事実でございます。

そういう中で施設の改修に対する考え方、それから誘客、いかに時代といいますかお客さんのニーズに合った対応をするかというようなことも真剣に考えております。毎年毎年当然ですがその施設ごとに目標を立てて反省をする中で新年度の営業方針を決めて、その目標に向かっていくということは当たり前のことなんですが、そういうことを繰り返しながら社長を筆頭に今頑張っているところでございます。

これといったカンフル剤はないわけですが、実態を見ながらしっかりとしていこうということで今頑張っているところでございます。

特に直営の楓等につきましては、但馬牛の高騰等によりましてどうしても値段が上がったということで、若干お客様が減っているという現状もある中でよく頑張っているなというところで評価をしているところでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 何かやってるといふふうには聞こえませんが、何年も同じことを副町長にも言っとるんですよ。だけど全然そんな方向なんか出てこないじゃないですか。こっちが具体的に建てかえを予定してるんですかって聞いたって、何にも答えが返ってこないじゃないですか。そういう話も漏れ聞いてますって課長が言っとるん

ですからね、それを具体的に聞いてるんですよ。

それで私は提案があるんですけども、やっぱり取締役会に町内の各肩書のある方だけではなくて、きちっとしたそういったところの経営に詳しい方を社外からでも迎えて、出すべきものも出して、今後どうすればいいのか。そういう指導を仰いだらどうでしょう。そういうことが僕は必要じゃないかなと。それと、旅行会社あたりから例えば社員などがちょこちょこ来られるわけですから、そういう方にもきちっと施設なりを見ていただいたりして指導をもらうとか、そういうやり方があると思うんですけどね。やっぱり私聞いてたら、社長も何かもう一つ本当にできるだけやめたいというようなことも言っておられるのも聞いてるんですよ。そういうことが出てくる。そうすると、本当に本気になってこれを経営についてどう立て直していくかとかそういったところにならないと思うんですけども、そういったことをきちっと認識の上で進んでいただきたいと思えますね。いや、やっていますやっていますって言うけど、何にも具体的なもんがそれこそ専務から出てこないわけで、その点で私はどうしておられるんでしょうかと思ってるんです。全体的な町内の観光客はふえてるのに、そこが減ってる。こういった事態をどう考えてはるかということ聞いてるんです。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 夢公社としての人格の中でやっておりますので、私もその中の一人として取締役で出ているわけですが、やっていないとかという部分じゃなくて、先ほど言いましたように真剣にみんないかにどのような形で運営をして、いかに観光客の皆さん、お客の皆さんに来ていただけるかということは考えているわけですが、なかなかこれといったカンフル剤がないというのは事実でございます。

それから、施設の改修等につきましても、やはり町の施設という中で改修計画は立てなければいけないことは重々承知しているわけですが、今の町の現状等でどこまでやるかというようなことも検討するというようになっております。

それから、営業等のやり方等につきましても、いろんな専門家を招いて指導を受けたりとか、当然旅行会社の方々がおいでになるとき、それから旅行会社を訪問してそういう需要等の確認をする中で、何とかお客さんがふえる形での方策が講じれないかというようなことは真剣に考えておるところでございます。

結果が出ていないので、何にもしていないというふうにとられる部分もあると思いますが、ある今の現状の施設の中で、それから来られる観光客の動向等が変わってくる中で、いかに受け皿として頑張れるかということは真剣に考えて対応しているところでございますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（小林 俊之君） 役員構成について、コメントをお願いします。

○副町長（小西 清司君） 済みません。役員構成につきましても、当然株主総会の中で諮って決められたものでございますので、この中でどうのこうのというふうなことはないと思いますが、新たな役員構成の中で社員取締役2名はそのまま、役員の中で今お

っしゃいますように選出団体等からの推薦等もあって、1名かわっているという状況でございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 筆頭株主あるいは施設が町有であるということを大前提に考えてください。

実は、夢公社のこの収支決算書は赤字なんですね、ほんまは。かつて、先ほど出た取締役以下専務さんは兼職ですから給料もらえんからそのままにしても、かつては支配人は社長はきちっとした給料を払われとったんですね。今の社長の前までですか。それを計算すると、もう赤字になってるんですね。抜本的に考えを変えていかなあかん時期が来てるんです、もう。施設も老朽化をしている。これといって新しい客寄せのアイデアも湧かない。町の財政、筆頭株主としての責任もどうも果たしにくい。町の財政も厳しい。そういう状況がある中、実は赤字なんだけど社長に給料を払って、社長から役員に、ごまかしてきた、今日まで。そこをやっぱりきちっと直視せな、そしたらいつまでああいうものを続けていくのか、あるいは指定管理そのものはどうなんだということは当然問われてくる。ただ、わかっているけども知らんふりしとるだけだ、今、筆頭株主も夢公社自身も。もうそんな時間的な余裕がないというのが実態だというふうに思いますが、まずその認識を聞きたい。

もう1点は、恣意的にそうされたかどうか知らんけども、道の駅の指定管理、夢公社が大きな有力な候補だ、誰が考えても。それはなぜ応募しなかったのか。社長の意向なのか取締役の意向なのか、どういう検討されたんですか、その夢公社の中で。筆頭株主としてどう考えたんですか。私は異常だと思いますよ、そういうことを検討もしてないとするなら。

社長は言っておられました、浜坂エリアで営業する気持ちはさらさらないって。言っておられましたけども、それは夢公社の取締役で決められたことですか。確認させてください。それに対して、筆頭株主としての気持ちはどうだったんでしょう。聞かせてください。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 第三セクターをどうしていくかという方針について、今々差し迫った時期だというふうには認識しておりません。私も知りませんが、社長さんに給与を支払われていたのかどうかというのはちょっと知りませんが、少なくとも私が町長になってからはこういう状態で進んでおるといふふうに認識しておるところでございますし、町有の確かに御指摘のように20数年たって30年近くたって、施設そのものが老朽化しとるのは実態として理解しておりますけれども、部分補修というような形で進まざるを得んというふうには思っておるところであります。

社会の情勢が非常に類似施設の至るところにできて、しかも湯区の中には薬師湯もまた新たにできたというようなことで、非常に辛い状況にあるというようなことは御指摘



のとおりでございますけれども、単純に観光客がふえておるのに減ってるというようなことではなしに、今の料金であったりそういったところの検討がまず必要ではないかなというような気もいたしておるところでありますし、リフレッシュを町内の方々がしっかり利用していただく方策というようなことが経営の基礎を支えるものでありますので、そこら辺を観光客もさることながら重視しながら進めていくというのが今の私の思いでございますし、それから道の駅の指定管理をどうこうって言われるんですけど、何か質問の意図がいま一つ判然としませんし、筆頭株主であるからといって経営についてどうこうという立場については、やはり執行側としての取締役会があるわけでございますので、そこら辺はしっかりと御理解を賜れるというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） いや、町長に聞いてないけどね、今の話は。だって取締役会の雰囲気も全然知らんわけだし、夢公社でどういう方針を決めようということについても全く知らんわけだし、知ってるのは副町長だ。だからあなたに聞いてるんですよ。道の駅が公募されたときに、なぜ夢公社としては応募するということをしなかったのかって聞いてんんです。それは理由が要るんでしょと。いや、検討もしてなかったのですかと聞いてるんですよ。それはなぜかということ、ある意味新温泉町の観光そのものを今日まで引っ張ってきた、夢公社は。当然これからもそれを今までの経緯から含めても、新たな事業というものに取り組んでいく必要は当然ある。その責任もあるというような、私はそういう見方してました。ですから、なぜ空振りしたのか。空振りもしてないですね、見送ったのか。ストライクかボールか知りませんが、ひょっとしたら打席にも立ってない。それが実態だったじゃないですか。それだったら、やっぱり観光の一翼を担う夢公社として責任が果たされていないというふうに思うんですよ。

それと施設の老朽化、今は大都市にも数%という形でもうあらゆる設備が整ったものがある。料金もほぼほぼ2割だと。その中で今のような形で営業していくというのは、極めて困難性があるというのは私でも理解できます。それが例えば大山寺にあるああい温泉のようなところなら、またそれは有効なニーズがあるかもしれん。しかし、今までであったような、来ていただいとったようなニーズとしてリフレッシュにあるかといえ、少し色あせたなど。新たなことを考えなあかんというのが実態なんでしょう。当然やっぱり検討する検討すると言いながら具体的にされてない。

それと、やっぱり仮に取締役の役員にきちとした役員手当を払っておいたら当然それだけの仕事をするということは、特に社長等についてはほぼ常勤状態です。その中で、今の報酬体制ということが正常ですか。払ってきちとした役員報酬をしておれば、この内容からいけば赤字体質だ。それはもう数年前から続いている。何らかの形で手をつすべきじゃないですかと言っとんんです。どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 報酬をどれだけどうするのかということについては私が見解を

論じる立場でございませんし、すべからく第三セクターの取締役会で決すべきことだというふうに思っておりますし、払ったとしたら赤字だと。この決算の中ではそういうふうになるかというふうには思いますけれども、先ほど申しあげましたような点を取締役会のほうで、料金体系のことはこの場になるわけですが、そんなことを考えながら対応するしかないというふうに思っておりますし、町有施設、体育館等も含めてたくさんの町の公の施設を施設管理を含めてお願いしとるわけでありまして、町にとっては単に観光の一翼ということではなしに、社会体育も含めたそういった施設のお願いをしとるわけでありまして、そこら辺も含めまして今後、先ほど申しあげたような視点で基本的な部分を検討しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） 副町長、取締役会等で道の駅についての議論はありましたか。  
小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 今回、道の駅の指定管理者応募については、取締役会での議題にはなっておりません。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） いや、それは事実なかったらなかった。はいそうですかというわけにいかんだで、それは。筆頭株主、あんたは夢社の専務さんだ。公募されたとき、当然会社として検討するのが普通じゃないですか。異常でも何でもありませんか、そのしないことは。今、夢社の株主さんも全て旧温泉の皆さん。増資もしてない。雰囲気を見せさせていただいたら、夢社は旧温泉のもんだと。浜坂に出る必要は全くない。そういうふうな雰囲気があるように見えます、それは。私も見てとれます。そうは言いながら、先ほど申しあげた観光振興の一翼を担う夢社として本当にそれでええんか。話題に、副町長みずからがこんな公募されてるけども検討してみましょなって提案すべき立場にあったと違うんですか、あなたが。そういう認識もなかったということでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 夢社の取締役会の中で当然私から提案権もあるのはあるかもしれませんが、いずれになっても夢社のもともとの設立意義とかそういうようなことと、それから現状を考えまして社長を中心に考えていただいたらいいと僕は思ったわけですが、あえて町側、町が公募をかけてることを専務という立場の中で夢社でどうでしょうという形は言うておりませんが、当然公募していること自体は取締役会じゃなくて社長等にも申しあげておりますので、その中でどういう形で取締役会に出てくるかというようなことまでは私も現実的には積極的には言うておりませんが、そういう結果として夢社自体は役員会等での検討をしなかったということですので、それはそれで仕方がないのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって質疑を終結し報告を終わります。

---

日程第 1 1 議案第 3 3 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 1 1、議案第 3 3 号、新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 議案第 3 3 号でございます。町の条例、個人情報保護条例といわゆる長い条例名ですけども、国の番号法に伴って制定いただいた条例でございます。この 2 つの条例の一部改正を行います。

提案理由も同様に、今度は国の法律の個人情報の保護に関する法律と俗に言う番号法が改正があったために所要の改正をお願いするというものでございます。

説明の都合上、審議資料の 9 ページをお開きいただきたいと思ひます。審議資料の 9 ページで、一部改正の概要ということで記載をさせていただいております。

そこには記載ございませんけれども、このたびの改正はこの 2 9 年の 7 月から国及び地方公共団体との間での情報連携が始まります。これに伴っての改正をお願いするものでございます。

真ん中の 2、改正の概要のところをごらんいただきたいと思ひます。(1)(2)となっておりますけども、第 1 条、第 2 条ということでその 2 条建てになっております。第 1 条は町の個人情報保護条例の一部改正、第 2 条はいわゆる町の番号法に伴う条例の一部改正ということになっております。

改正の内容につきましては、2 の(1)のアのところに書いてありますけども、ポイントは 2 つです。情報ネットワークシステムを利用した情報連携を行うということが一つです。これは要するに地方公共団体が共同でつくりました地方公共団体情報システム機構、俗に J-L I S と言うんですけども、ここの中間サーバーを利用して各団体間の情報を交換します、情報連携をしますということが一つです。

もう一つは、その後に書いてありますその情報提供等記録を訂正した場合、一番最後、その旨を通知するということですが、これも従来からあったわけですが、ここ

に独自の利用分を加えております。したがって、国の法定の分につきましては情報照会者、情報提供者と言っておったんですけども、独自利用の分につきましては条例のほうで定めておりますので、その頭に条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者ということで6文字を加えておるということです。2点です。1点は、その地方公共団体情報システム機構の中間サーバーを使います。もう1点は情報提供なり照会者にも独自利用の部分を入れますということで、実質的には大きな改正じゃないんですけども、要するに法定利用分、法律で定められたものにつきましては既にこの2点については法なり条例は整備されております。ただし、このたび独自利用分につきましても最終今度情報連携が始まったということで、その部分をそれぞれ加えたという形のものでございます。したがって、2の(1)のアにはその2点の条例を改正しますということ。

それから、イのほうは新たに26条というのが入ってきますので、その分で条ずれがあります。

それから、(2)のいわゆる町のマイナンバーの条例については、19条の8というのが新たにできましたので、号ずれが起こるということでございます。

6ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず第1条、6、7ページですね。個人情報保護条例の一部改正でございまして、まず定義のところの情報提供等記録というのが2条の第1項第4号であるわけですけども、ここに第2項というところの後ろに括弧書きが入ります。番号法第26条においてというのが、これが先ほどお話ししておりました地方公共団体情報システム機構の中間サーバーを使うということでございまして、これらを使ったものについても準用しますよという準用規定でございまして、

その後の35条の2というのは、次に出てきます町の条例のことを言っております。

それから、次の第35条の第2項です。先ほど触れましたけども、今度は実施期間は訂正決定に基づくということで、もし情報に訂正があった場合には、一番その条文の最後ですけど、その旨を通知をするということになっております。従来から法定利用分につきましてはありました。その法定利用分というのは3行目です。情報照会者もしくは情報提供者と言っておったんですけども、これに独自利用分が加わることによって同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者という条文が加わったものでございます。

次に、その次の36条では先ほどお話ししましたようにシステムを利用することで第26条が番号法に新たに加わりましたので、28が29に条ずれをしております。

次のページでございまして、第2条はいわゆる町のマイナンバー制度に伴う条例ですけども、これが19条の第8号が新たに加えられましたので9号が10号、第5条のほうも9号が10号ということで号ずれが発生しております。

条例本文に戻っていただきまして、一番最後の附則ですけども、条例の施行につきましては公布の日から施行するというものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 既に説明を受けていると思うんですけども、よくわかりませんのでもう一度説明していただきたいと思うんです。

今、課長が説明された独自利用分というのが追加をされるというか、加わることによっての条例改正というふうに説明だったと思うんですが、その独自利用分というのは具体的にはどういうものなんでしょうか。もう一度説明をいただきたいと思うんです。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 済みません、ポイントは何回も言いました2点。一つは従来から法定利用分についてはもう条例も法も整備されておったんですけども、独自利用分についても同様に扱うということで、このたび2点改正をお願いしております。1点は、地方公共団体情報システム機構の中間サーバーを利用するということが1点、これが法の26条です。それからもう1点が、情報にもし訂正があった場合にはその提供者にも、また照会者にも訂正の旨を通知しますというのに独自利用分が加わりましたので、6文字「条例事務関係」というのが加わったというのが2点です。

独自利用分というのは、一例でいきますと条例制定のときにも説明させていただきましたけど、例えば町営住宅でございます。本町にも町営住宅はあるわけですけども、宇都野団地など公営住宅法に基づくものについては既に国のほうがもう法定の利用分ということで想定して法律に入っておりますので、これは法定利用分ということで新たに町で定める必要はありませんけども、例えば特定公共賃貸住宅条例ですか、その井土の特公賃というんですけども、これが法律が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律でつくられた住宅です。

それから、例えば町営の単独の住宅がございます。例えばそういうものが独自利用分ということで、そこに入居する際の所得の証明だとか、そういったものが活用できるようにするためには独自利用分ということで一昨年12月ですか、条例を制定する際に別表の中にそういうものを加えさせていただいております。一例を言いますと、それが独自利用分でございます。

○議長（小林 俊之君） 2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 具体的に現在ある条例でこの部分でかわるもの、そういうものはどんな事業があるのかというような一覧表をつくってもらえませんか。

それから、今後こういうことが加わっていく予定なり計画なりがあるというようなものができるんでしょうか。そういうものをちょっと具体的に書き出してもらえませんか。ちょっとイメージがよくわからないんです。今、町営住宅の浜坂の例えば宇都野団地などは該当しないのかな。井土の部分が該当するというふうに、何かちょっといろいろ条件があるようですから、具体的には今現在は何がこの条例の追加分にかか

わるのかというようなものを示してもらわないと、何かイメージできないんですね。後で結構ですので、そういうものをお願いできませんでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） お示しはできると思いますけど、27年の12月に条例を制定していただいた際に、別表の1ということで独自利用分をずっと掲載はしております。その分をまたお示しをさせていただきたいというふうに思います。

今のところ、そのほかの独自利用というのは各市町やほかの状況も見ながらですけど、特別予定しているものは今のところはございません。

○議長（小林 俊之君） 2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 結局、それでこういうことが整備されていけばいくほど個人情報が集約されるわけですね。必ずしも人間がつくるものですから、セキュリティーが全てに完璧に働くということはおよそ考えにくいということは、いろんな識者がいろんなところで言っています。ですから情報が集約化されればされるほど、それが連携されるようになればなるほど危険性は高まる。これは永久にそのことは続いていくというふうに思うんですけど、何度聞いてもセキュリティーは完璧だというふうにおっしゃって、何の問題もないというふうに答えは返ってくるんですが、やっぱりその立場は変わらないということですか。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） そういう個人情報が漏れたりするようなことのないように、一極に集中するのではなくひもづけをしたり暗号化をしたり付番をつけたりということで、極力仮にそういう漏れたとしてもその1つだけでほかには影響しないというような安全なシステムはつくられております。

完璧とはなかなかそれは今の時代ですから言えませんので、逐次また必要に応じて国の制度なりとあわせて進めてまいりたいと思っています。現在、一番直近では情報系の中でインターネットを物理的に分離をしていくという作業を現在進めておまして、この7月の情報連携までにはインターネットについては完全に町の電算の情報系から分離して、パソコンを別に置いて作業をするということで一応考えて進めておるところでございます。今後も逐次セキュリティーについては進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） この日本の国は、社会主義国家にどんどんなっていく。本当に先日の共謀罪もそうですけど、心のあり方まで縛りつける。一方で、このマイナンバーで金の動き、個人の所得も全部吸い上げる。本当に住みにくい国になってきました。

番号法の改正概要の中に、情報提供ネットワークシステムと。ネットワークシステムというのは、どこどこを結んだネットワークなんですか。ちょっとその辺のネ

ットワークを教えていただけないでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 先ほどもちょっと触れましたけども、このたびその仲介する中間サーバーということで、それらを各地方公共団体が共同でつくっております地方公共団体情報システム機構という機構ですけども、そこが運営する中間サーバーを利用します。

システムとしては、代表的なものでは住民基本台帳システム、地方税務関係のシステム、こういった社会保障と税でございますから、そこら辺を中心に仲介をするシステムでございます。あと、国民健康保険だとかそういう社会福祉関係のいろんなシステムと連携する。その間に仲介する中間サーバーということで、それらを総称して情報提供ネットワークシステムと言っております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） その地方公共団体という団体は、誰が構成しとるんですか。国の役人ですか、それともそれぞれの市町から派遣されてやとるんですか、県がやとるんですか、県から出向して。

町の個人の情報がこういうネットワークで全国に流れるわけですね。僕のは流してほしくないんですけどね、よそにね。町内ならまあ許せるんですけど、よその県の何かわからん、要するに国の役人に流してほしくない。そういう場合、拒否はできるんですか。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） このマイナンバーの事務は法定事務でございますので、町によって利用するとかしないとかというような選択肢はないわけですし、一定の社会の基盤整備、インフラ整備という形の中で一応の基盤を各市町と同様につくり上げてきております。今後、そのいろんな独自の利用方法については、当然十分検討して進めてまいりたいと思っております。

ちょっと今、私がここに手元に持っております地方公共団体情報システム機構でいきますと、理事長は西尾勝さんでございます。大学教授だったというふうに思っておりますけども。それと副理事長は望月さんというようなことで、どの方が国の元職員かわかりませんがそういう形で役員がおりまして、その上に経営審議委員会、それから代表者会議というようなことで、その中には地方公共団体の代表者も入っております。あと、大学の教授というようなことのようにございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） その個人の情報が乱用されない、そういうチェックはできているのでしょうか。できていると思うんですけど、共謀罪にしても本当にチェック体制がない。恣意的に何でもできる。これもそういう仕組みになってないのでしょうか、なってるのでしょうか。どうも国の役人が好きなようにこの情報をピックアップできるという仕組みだったら、ぜひネットワークに入らないでほしいなというぐあいに思うん

ですけどね。国の法律でもやっぱり個人の情報、社会保障と税ですか、それ以外も例えば犯罪歴であるとか僕が万引きしとったとか、そういう情報も入るんじゃないですか。そんな社会にしてええかなと思うんですけどね。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 税と社会保障また災害、これに限っての情報の提供ということになると思います。

それから、マイナポータルが今後またできた場合には、自分の情報がどういうものに利用されたかということも確認もできるというふうに思っております。でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（小林 俊之君） そのほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したい……（発言する者あり）

御異議ありませんかと言おうと思いましたがけれども、討論がありますので、それでは質疑を終結いたします。

討論の発言がございましたので、これから討論に入ります。

まず最初に、本案に対し反対者の発言を許します。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） それでは、議案第33号、新温泉町個人情報保護条例及び新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

提案理由では、国において個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことによる改正ということであるわけであります。大変長くて途中から忘れそうではありますが、このそもそも法律の改正理由は、第1条の目的では現行法で個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とすようになっていたわけでありますけれども、改正案では個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利、利益を保護することを目的とするという条文になっているわけであります。個人情報の適正かつ効果的な活用が、新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものだということのようであります。

そういった中で、平成27年4月27日は新経済連盟から「マイナンバー制度を活用した世界最高水準のIT国家の実現に向けて」という提言が出ているわけであります。この改正によって、より一つは産業界、新たな産業を生み出すということがそもそもの



目的の改正であります。これによって、一つは利用範囲が今後広がれば広がるほど各国民の自宅にはダイレクトメールが届くようになるのではないかと。このようなことを考えています。

それから、先ほどの論議もありましたけども、自治体間のやりとり、そういったことも今後どんどんやられることになれば、当然どんなセキュリティーをもってしても個人情報だだ漏れになるということがおそれがあるわけです。このマイナンバーについての本当に国民なり住民なりに利益を与えるのか。それはないであろうと。そういった点で、今回の条例の改正についても私は反対といたします。以上です。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） そのほか、討論はございますか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、10名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。少し早いですが、ここで昼食休憩といたします。午後は1時から。

午前11時41分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小林 俊之君） 休憩を閉じ再開をいたします。

#### 日程第12 議案第34号

○議長（小林 俊之君） 日程第12、議案第34号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、税務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） それでは、議案第34号、新温泉町税条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の34ページをごらんください。それと、ここで説明させていただいたものにつきましては、新旧対照表の説明は省略をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目に固定資産税等の特例措置、わがまち特例でございます。これを①②の事業に導入するものでございます。これは待機児童を解消するために保育の受け皿確保のための特例措置を定めるものということになります。

まず、①でございます。児童福祉法に規定するそこにあります家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業につきまして、固定資産税の軽減特例措置としてわがまち特例を導入する規定の整備を行うものでございます。特例割合は2分の1とするところでございます。また、適用は平成30年度分からということになります。これは新旧対照表の16ページの中ほどの下の第61条の2の規定になります。

次に、②特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）でございます。平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府の補助を受けたもの、これにつきまして平成30年度以降の年度分から5年度分に限りまして①と同じくわがまち特例を導入するものでございまして、この事業につきましても特例割合を2分の1とするところであります。適用につきましても、平成30年度分からということになります。これは21ページの附則第10条の2第10項の規定でございます。

次に、2、軽自動車税の見直しについてでございます。

①のグリーン化特例の見直しにつきましては、これの適用期限を2年延長いたしまして、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃料性能のすぐれた環境負荷の小さいものにつきまして重点化を行った上で、取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を軽減するものでございます。適用は、平成30年度及び31年度分について適用ということになります。

35ページの表を見ていただきますと、改正案の軽減率50%軽減、20%軽減ではそれぞれ10%ずつ達成基準を上乗せをしております。上乗せをして、2年間延長するというものになります。これは新旧対照表25ページから27ページまでの附則第16条の規定でございます。

次に、②軽自動車税の賦課徴収の特例についてでございます。昨年も報告させていただきました。平成28年に発覚した自動車メーカーの燃費試験の不正事件というものがございまして、それを受けて減税対象車に係る軽自動車税につきまして、不正な申請により軽減の認定を受けた場合、申請をした者、自動車メーカー等ということになりますが、その者から軽減税額の不足額分を賦課徴収する規定を常設規定ということで整備するものでございます。適用は平成29年の4月1日となっております。この規定は、2

7 ページの附則第 16 条の 2 の規定ということになります。

3 のその他でございます。その他の①②③は災害関連の税制上の特例措置を定めるものでございまして、震災等で被害を受けた場合の減免等について規定をするものということになります。

①は震災等により滅失、損壊した償却資産にかわるものとして取得または改良された償却資産に対して、その課税標準の価格を 4 年度間はその価格の 2 分の 1 とする特例措置を創設するものでございます。この規定は、新旧対照表 16 ページの第 61 条第 8 項の規定になります。

次に②でございます。②は被災住宅用地につきまして、その土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合は住宅用地とみなすという特例措置の適用期間を 4 年度分に拡充するというものでございます。この規定は、19 ページの第 74 条の 2 の規定になります。

③でございます。耐震改修または省エネ改修を行った認定長期優良住宅、特定耐震基準適合住宅や特定熱損失防止改修住宅でございますが、これは工事が完了したその翌年度分に限り固定資産税の 3 分の 2 を減額するという特例措置の手続規定を整備するというものでございます。この規定は、24 ページから 25 ページのところにあります附則第 10 条の 3 の第 9 項、第 10 項の規定ということになります。

最後に④でございます。これは家屋の所有者以外の者が取りつけた附帯施設、例えばテナント、コンビニの看板などに課する固定資産税については、取りつけた者の事業の用に供するものである場合、その附帯施設を償却資産として取りつけた者を納税義務者とするという規定を整備するものでございます。この規定は、15 ページから 16 ページの第 54 条第 7 項の規定でございます。

以上、今回の一部改正の代表的なものを概要として説明をさせていただきました。そのほかには、新旧対照表の重立ったものを説明をさせていただきたいと思っております。10 ページをお願いします。

10 ページの第 33 条の第 4 項、これは特定配当等に関するものでございまして、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に町民税の申告書が提出された場合には、後から出された申告書に記載された事項をもとに課税することができるというふうなことを規定するものでございます。

これと同様の改正内容として、この 10 ページの下の第 6 項、これが特定株式等譲渡所得に関するもの、それと飛びますが 28 ページになります。28 ページの附則第 16 条の 3、これが特定上場株式等の配当等、次のページ、29 ページの下のほうです。附則第 20 条の 2 第 4 項、これは特例適用配当等で、めくっていただいた 30 ページ、これも下の部分ですが附則第 20 条 3 の第 4 項、これが条約適用配当等というふうなことで、これが先ほどの第 33 条の 4 項と同様の改正内容になります。

戻っていただきまして、16 ページの一番下です。第 63 条の 2 というものがありま

す。これは施行規則第15条の3の2第4項というふうなものがしまいのほうに書いてありますが、これは居住用超高層建築物（タワーマンション）に係る各階の税額の案分方法について定めるといふふうなものでございます。高層マンションであれば、実際の取引価格は高い階になるほど高くなるというふうなことがございます。その高層階の税の負担が実態を超えて高くなり過ぎないように、補正率というものを定めるといふふうな規定になっております。

次に、17ページの中ほどでございます。第63条の3、これにつきましては「あん分」という字句の修正と一番下、第2項から次のページにかけてですが、被災市街地の復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り従前の共用の土地に係る案分方法と同様の取り扱いを受けるというふうな税制上の特例措置を定めるものでございます。

次に、20ページをお願いします。20ページの上、附則第5条でございます。ここでは控除対象配偶者の定義が同一生計配偶者ということになるということによります字句の修正を行うものでございます。

その下、附則第8条でございます。これは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を平成33年度まで3年間延長するというふうなものでございます。

次に、飛んでいただきまして28ページでございます。28ページの下第17条2でございます。ここでは優良住宅を造成するために土地などを地方公共団体等へ譲渡した場合の課税の特例を平成32年度まで3年間延長するという内容になります。

次に、32ページでございます。これは今回の条例改正の附則第5条の一部改正の新旧対照表ということになります。平成29年の3月議会で提案し可決いただいた税条例の改正におきまして、平成26年度に条例改正した附則第6条も改正をする必要がありましたが、そのときにできておらず、今回改正をするというものでございます。

次にその下、33ページでございます。これは今回の条例改正の附則第6条の一部改正の新旧対照表でございます。改正案のところにありますように、アンダーラインのところを見ていただきますと、附則第16条の2を次のように改めると。第16条の2を削除ということで、これを加えるというものでございます。この規定は、当時、平成31年の10月1日からの施行ということになっております。今回の条例改正で、先ほど説明させていただいた軽自動車の燃費試験不正事件というものが今回規定をされます。それが、その31年10月1日までの適用ということになるため、この規定を加えるというものでございます。そのほかにつきましては、字句の表現の修正、法改正による条ずれ、それと読みかえ規定等の改正ということでございますので、御清覧を賜りたいというふうに思います。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案第34号のページから3枚めくっていただいたページの下、附則でございます。附則で、第1条は施行期日を規定をしております。

ます。次に、めくっていただきまして、第2条、これは町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置で、それぞれ第1項は別段の定めがあるものを除き平成29年度以降の年度分について適用ということになります。また、第2項以後は経過措置等の特例を定めるものとなっておりますので、これについても御清覧をいただきたいと思います。第5条、第6条につきましては、先ほど新旧対照表で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第35号

○議長（小林 俊之君） 日程第13、議案第35号、新温泉町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、税務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） それでは、議案第35号、新温泉町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

詳細につきましては、審議資料により説明をさせていただきたいと思います。

審議資料の37ページをごらんください。一部改正の概要についてでございます。まず、改正の趣旨といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、固定資産税の課税免除に伴う措置の対象業種のうち、情報通信技術利用事業、これはいわゆるコールセンターというふうなものでございまして、電話をか

けてオペレーターに商品を注文するというふうなものですが、これを廃止いたしまして、農林水産物等販売業、これはいわゆる農産物の直売所というものを追加するというものでございます。

2の改正概要については、そこに書いてあるとおりでございますが、今回の改正を行う理由につきましても、コールセンターというものを固定資産税の課税免除の対象としましたが、適用となった実績がなかったと。それと農産物の直売所につきましても、多くの過疎地域で身近な産業でありまして、近年、地場産品を地域振興につなげるというふうな試みが各地で取り組まれているというふうなことで、過疎地域の産業を振興させる事業であるというふうなことが追加となった理由でございます。

36ページの新旧対照表を見ていただきますと、今説明させていただきましており、現在、第2条に規定しております情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業に改めるという改正内容になっております。

それでは、議案のほうの附則でございます。附則として、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第36号

○議長（小林 俊之君） 日程第14、議案第36号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正及び平成29年度国民健康保険税率の改正を行うため、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきましては、税務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（小林 俊之君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） それでは、議案第36号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

それでは、審議資料の45ページをごらんください。まず、1、軽減基準額の見直しでございます。国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯を拡大するために、軽減判定所得を引き上げるというものでございます。5割軽減の軽減基準額を26万5,000円から27万円、2割軽減の軽減基準額を48万円から49万円に引き上げるものでございます。これは、消費者物価の伸び等を考慮して見直しを行うというものでございます。

2つ目に、平成29年度国民健康保険税の税率の見直しでございます。この見直しの概要につきましては、次の46ページの別紙、税率算定資料で説明をさせていただきます。

1の納期等につきましては、昨年と変わっておりません。2の賦課限度額につきましても平成29年度は変更はございません。3の低所得世帯に対する均等割及び平等割の減額につきましては、先ほど説明をさせていただきましたので、そのとおりの内容ということでございます。

4の国民健康保険税の税率算定に係る算定基礎につきましては、医療分・支援金分では平成28年度に比べて世帯数が99世帯、それと被保険者数が213人減少しております。それに伴いまして課税所得金額、課税対象資産額も減少しております。この要因といたしましては、人口減もございまして、後期高齢への移行、あと、個人事業主が社保に加入というふうなことが要因として考えられます。次の介護分につきましても、それぞれの項目で減少をしているということになります。

一番下、5の国民健康保険税の税率についてですが、これにつきましては、47ページのA3の資料で説明をさせていただきたいと思っております。まず、算定の割合につきましては、平成30年度の兵庫県の広域化の準備として、平成30年度に資産割を廃止というふうなことで、資産割の率を減らした改正ということになっております。

それでは、47ページでございます。1の医療分の29年度の欄を見ていただきますと、本年度は基金繰入金を平成28年度予定の額から1,000万円増額いたしまして6,000万円を繰り入れするように計算をしております。所得割額では8.02%で0.68%の増、資産割額は9.12%で10.1%の減、1人当たりの均等割額は2万8,000円で1,100円の減となります。次に、平等割額は2万2,000円で1,200円の減というふうになります。その右の欄には、平均税額の1世帯当たりの額を表示しております。10万6,985円となりまして、昨年度より約3,000円の減額というふうになりました。この表の一番右でございます。調定必要額、それが昨年度に比べまして減というふうなことでございます。これは医療費の支出が少なかったこと等が要因という

ふうなことで、この必要額から逆算して医療分の税額を決定しているということになります。

次の2、支援金分でございます。所得割額が0.85%で0.22%の減、資産割額は0.96%で1.83%の減、均等割額は3,000円で1,300円の減、平等割額は2,400円で1,000円の減となります。平均税額の1世帯当たりでは1万1,585円となりまして、5,208円の減額というふうなことになります。

3の介護分では、所得割額は2.71%で0.24%の増、資産割額は4.49%で4.42%の減、均等割額は1万3,200円で600円の減、平等割額は6,900円で400円の減となります。平均税額の1世帯当たりでは3万5,977円となりまして、426円の減額というふうになります。

それで、一番下の表です。保険税額の対前年比較を見ていただきますと、左下、平成29年の欄を見ていただきますと、平均税額、全体のところでですね、全体の1世帯当たりのところを見ていただきますと、15万4,547円となりまして、平成28年度に比べまして8,719円の減額というふうなことになりました。

新旧対照表につきましては、今説明させていただいた内容ということになります。

それでは、新旧対照表につきましては省略をさせていただきますと、議案に戻っていただきますと、附則のところを見ていただきたいと思います。1の施行期日でございます、この条例は、公布の日から施行するという、2の適用区分につきましては、改正後の規定は平成29年度以降の年度分について適用して、平成28年度分までについては、なお従前の例によるというふうなことでございます。ちなみに、5月の25日に国民健康保険運営協議会を開催していただきまして、今回の税率の改正を諮問いたしまして、このたび提案をさせていただいております税率で承認をいただいております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 幾つかお尋ねしたいんですが、1つは、来年度から都道府県化が実施されると。そのために資産割を廃止していくという今説明がされたんですが、納付金さえ納めれば、やっぱりこれまでどおりそれぞれの市町で課税をしたり収納したりという作業は変わらないわけですね。なぜ資産割を廃止しなければならないのか、地域の実情に応じた課税が本来のあるべき姿ではないのかというふうに思うんですが、まずその点をお答えいただきたいと思います。

それから、ここ数年間、基金を取り崩すという予算を組みながら、全く基金を取り崩さなくてもよかった。それは結局、本来その必要額がこれだけだという逆算をして課税するわけですが、いわば税率が高過ぎたために、それだけではないんですよ、医療費が実際に使われなかったということが起こって基金を使う必要がなかったということが繰



り返されているんです。それは見通しが甘かったというふうに言いたいわけではなくて、やっぱり高い税を課したわけだから、ちゃんと被保険者にそれは返すということが当たり前であって、基金を取り崩す取り崩さないという見方ではなくて、納め過ぎた税はちゃんと返すというふうにもともとすべきものと。都道府県化に対応して一定の基金も必要なんだというふうにおっしゃっていたんですが、この際、思い切って課税超過分を被保険者に返すべきというふうに思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

もう1点は、この高過ぎる国保税があるために滞納が年々ふえていくと、そしてひどい場合は処分をするというふうなことがあるわけですが、高過ぎる、本来この国保制度というのは社会保障の一環であるわけですから、やっぱり行き過ぎた課税ということを抜本的に見直すということが必要だと思うんですが、その点もどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） まず、資産税の廃止の関係でございます。県のほうの方針としまして、資産税を廃止して3つでいくというふうなこともございます。それと、資産税で課税をすることによりまして、資産を持っている者、年金受給者などで資産を多く持っておられる方につきましては、年金暮らしをしているのに資産の分が多くかかるというふうなこともございます。というふうなこともありまして、県の方針に従って資産税を廃止していきたいというふうなこと。但馬の市町におきましても、そういう方針で向かっているというふうなことを聞いております。

国保の関係の基金につきまして、本年度2億5,000万円ぐらいの基金になるというふうなことがございます。それで6,000万の繰り入れというふうなことになりますと、2億を割るというふうなことで、できれば2億近い基金を持って運用していくのが一番いいんじゃないかというふうに思います。安ければ安いほどいいわけですが、ある程度の負担をお願いしながらこの事業の運営をしていくと。ある年に一気にどおんと上がらないような金額というふうなことでお願いをすることがベストではないかというふうに考えております。

それと、国保のほうの滞納につきましては、徴収率等も平成28年度、国保の徴収率も27年度より悪かったわけでございますけども、何とか本年度、訪問なりを繰り返す中で頑張っって滞納を減らしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 聞いていることには、かみ合ったお答えいただけてないというふうに思っています。無理からぬところはあると思うんですね。私が一番申し上げたいのは、国保制度というのは社会保障制度なんだということです。1961年から始まったんですか、ですからもう50年近くなるわけですか。ですので、そもそもこの皆保険制度を始めたその本来の趣旨ということからどンドンどンドン離れていってるわけですね。そのことを私はちゃんと見てもらいたいということがまず第一です。それで本当

に今、滞納者が出るというのは、なぜ滞納者が出るのかというところをよく見てもらいたい。余裕があって滞納してるのではないんだということ、ですからそれぞれの収入、所得に応じた課税となるべきだと。それもだんだんかけ離れて、いわば大都市の労働者と同じような課税割合にしなさいというのが県の姿勢なんです。しかし、それが本当に地域住民のためになる課税制度になっているかということをよく見てもらいたいと。社会保障からどんどんかけ離れてる一方ではないかということを見てもらいたいということ。ことです。

先ほど説明があった、例えば今回軽減基準の見直し、わずか5,000円ですよ。これをこの範囲を広げることによって我が町では何人対象者がふえることになるんでしょうか、例えば。そういうことから見ても、軽減制度がありますなんていっても、本当に今の国保加入者の所得の状況から見てどうなのかという判断をしなければ、制度を維持するために高い税率で我慢しなさいと、高い国保税で我慢しなさいということ、それはもう押しつけることになるだけです、一旦定められたら抵抗できないわけですからね。所得が低くても一旦この条例が定められたら、それに逆らうことはできないと。もし滞納したら処分しますよという強制手段まで行使することになるわけですから、そんな制度が社会保障として本当に果たして成立しているのかということにもなるわけで、ぜひその分、県が言ってることはわかりますよ、しかし、この地域の実情に応じた課税となって、そして同時に国保制度が維持できるというふうなものにしてもらいたいと。ある程度町民の皆さんが、被保険者の皆さんが理解も納得もできるというふうにしてもらいたいということ。です。

○議長（小林 俊之君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） まず、今回の軽減措置によりまして何人ぐらい影響を受けるのかという件でございます。5割軽減で今回4世帯で9名、2割軽減で13世帯で26名というふうなことになります。滞納というふうなことがあるわけ。ある読み物といいますが、見せていただくと、東京都ではかなり高いというふうなことも見ました。新温泉町につきましては、説明させていただいたとおり、3年連続で平均の額というものは下がってきてるというふうになっております。それぞれ住民の方、事情があるかと思えます。それぞれの住民の方に寄り添いながら徴収をしていきたいというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 5 議案第 3 7 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 1 5、議案第 3 7 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、消防団員等が応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に実施し、あわせて公務上の災害を受けた消防団員並びにその遺族の福祉向上に寄与することを定めた条例でございます。説明の都合上、審議資料 5 0 ページの一部改正の概要をごらんください。

今回の一部改正の理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額の扶養加算額の改定を行うものでございます。これは昨年改正されました一般職員の給与に関する法律により、損害補償の算定の基礎となる扶養手当の支給額及び支給対象が変更されましたので、扶養親族加算額及び加算対象区分について改正を行うものでございます。扶養加算額は、給与法に定められている扶養手当額を日額換算したものでして、扶養手当支給額を 3 0 で除したものでございます。例えば配偶者に係る扶養手当額が 1 万 3, 0 0 0 円が 1 万円になることから、配偶者の加算額が 3 0 で除しました 4 3 3 円が 3 3 0 円になります。また、子に係る扶養額は 6, 5 0 0 円が 8, 0 0 0 円となることから、加算額が 2 1 7 円が 2 6 7 円となるものでございます。また、区分につきましては、2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月までの間にある子供を今回、以前は子、孫と一緒に取り扱っていたんですが、子は別で取り扱うと、孫とは別に扱うというような区分の変更がなされたものでございます。いずれも給与法の改正に伴うものでございます。

新旧対照表を 4 8 ページ、4 9 ページにつけております。4 8 ページにつきましては、第 5 条が補償基礎額に関する条項ですが、第 2 項につきましては文言の訂正となっております。

ります。第3項につきましては、その金額についての条項ですが、先ほど説明させていただきましてところが訂正となっております。

議案に戻っていただきまして、議案本文が先ほど説明させていただいた内容です。附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。

また、第2項で、第5条第3項、金額と区分の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病年金等については、なお従前の例によるということとしております。

また、第3項におきましては、平成29年4月1日からこの条例の施行の前日までの間に非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払いとみなすということとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） いろいろと説明をいただいたんですけど、区分でちょっとよくわからないんで、例えば「2号の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」というのはどういう状態を言うわけですか、何歳の子のことを言う。何かこの文言自体がよくわからないんです、意味が、何を言ってるのか。どういう子が対象になるわけですか、具体的に。

それと、よくなってるんですか、全体的に。給与法でという話ですけど、何か下がってるところもありゃ上がってるところもあるんですけど、何かどう捉えていいかわからないんですけど。当然給与法のあれがこうだからこうなったんだという単純な話なんでしょうけど、その2点教えてください。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」というのは、普通ですと、もし高校を卒業しまして、高校を卒業した時点が18歳ですので、それから4年後に達した後の次の3月31日までということですので、もしその子供が大学生なりになって扶養親族というようなこととなりますと、大学4回生のところまでの子供という範囲でございます、3月末。

それから、全体としてよくなってるのか悪くなってるのかというのは、よいか悪いかはちょっと判断しかねるところなんですけど、高いか安いかは、給与法によりまして、例えば、先ほども説明の中で申しましたが、配偶者の場合は1万3,000円が1万円に変

わると、それと子については6,500円が8,000円に変わる、だから217円が267円に変わるというようなことでございます。また、配偶者がいない場合の加算額で、扶養親族の1人に限るにつきましては、1万1,000円が1万円に変わるということで、367円が333円に変わるというようなことでございます。以上です。

○議員（11番 中井 次郎君） その年齢的なもんがわからん、全然。

○議長（小林 俊之君） じゃあ、もう一度、谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） それは、22歳に達した年度までを対象にするということでございます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第38号

○議長（小林 俊之君） 日程第16、議案第38号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第38号、新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、議案資料の56ページをお開きください。新温泉町福祉医療費助成条例の一部改正の概要というふうなものをつけてございます。まず、改正理由ですが、先ほど町長のほうが申し上げました兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたために、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、平成29年7月以降、65歳から69歳までの者を、従前「老

人」というような言い方をしておったんですが、今度は「老人」から「高齢期移行者」と用語を改正し、対象者の区分を改正するものでございます。

下の表で御説明申し上げます。

中ほどにある現行が現在の表でございます。低所得Ⅰ、低所得Ⅱという部分につきましては、これは県の助成の対象でございます。一般というのは、上記以外の者が町単で行っている事業でございます。負担金の限度額等は変わりませんが、下段の表を見ていただきましたら、改正案として29年の7月以降に高齢期移行者となる者でございますが、区分のⅠは変わりませんが、区分のⅡという部分が追加されております。内容的に追加されております。中ほどの下線で示してございますが、「かつ、日常生活動作が自立していないとされている者（要介護2以上）」の者が今度この29年7月以降の要件として、これが必要となるという部分でございます。限度額等においては変わりません。従来どおり一般として、上記以外の者として町単独で従来の事業を継続していくものでございます。施行期日といたしましては、平成29年7月1日というようなことで実施していきます。

新旧対照表、51ページから55ページまでありますが、51ページから53ページまでにつきましては文言の改正が主なものでございます。先ほど申し上げました「老人」から「高齢期移行者」、また、中にあります「全て」というのは、言葉を今までは平仮名でしたが、今度「全て」と漢字で表現したものでございます。

54ページの別表第3でございます。これは従来の表から今度新しく県の要綱に合わせた表をつけておるものでございます。内容等は特に変わってございません。2番の次の要件を全て備えている者という部分の(3)番、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から、次のページ、第5号までという、この要介護認定の2から5ということが必要になるということが追加された内容でございます。参考までに、現在の制度で一般の町単独で行っているものは県下41市町のうち新温泉町のみという事業でございます。

本文にお返りください。附則といたしまして、1番、施行期日でございます。この条例は、平成29年7月1日から施行します。2番として、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例によるという部分でございますし、3番として、支給の特例という部分でございます。平成29年7月1日前から高齢期移行者に該当する者にとっては、次の表のとおり、額等は従来どおりの内容で、内容も従来と変わりません。要介護認定が入っていない内容でございます。

次のページ、4番として、平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、なお従前の例によるというようなことで、今までの制度はずっと適用していくという内容でございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 要は適用要件が厳しくなったということでしょ。ちょっと聞きますけども、現行では低所得者Ⅰ、Ⅱ、一般と、これ何名対象者がおられるんでしょうか。それから改正すれば、これがどういう形になるんでしょうか、Ⅰ、Ⅱ、一般と。特に区分Ⅱがどうなるのか、移行すれば、改正案では、それをちょっと教えてください。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現行の制度で、まず申し上げます。低所得ⅠとⅡ、低所得Ⅰの方は48人該当者がございます。低所得Ⅱにつきましては54人というふうなことでございます。参考まで、一般として町単で1,266人で、合計1,368人の方が28年度は対象となっております。改正案として、区分のⅡでございます。特に要介護2以上という分が要件として具備されますので、現在65歳未満で、5月1日現在でございしますが、要介護2以上の方は8名の方がおられます。この方が対象になるというふうなことでございますが、従来の新しく要介護2以上が要件として具備された場合は低所得Ⅰ、Ⅱの中から現在の制度のままいくと、約40名程度が町単に移行というふうなことになります。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 兵庫県は、実は私も先日テレビを見てみたけども、人口流出が激しい県だという放送があったわけです、結構全国でもワーストのほうに入るというですね。こういう1つは、現県政は16年目になるんですけども、福祉だとか、そういうものをやっぱり一貫してずっと削ってきたと。そこら辺が1つの大きな流出の原因ではないかなと思ってるんですけども、本当に今の時代にこういったことがやられるという自身が、なかなか私は納得できないわけですけども、町財政として、こういったことを半分でも例えば助けるっていうことはできないんでしょうか。どう思われますか。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 確かにじわじわと高齢の方にしわ寄せが来るというようなことを思いますが、この県の説明では、65歳から69歳まではまだ働ける年齢だというふうなことで説明を受けております。そのようなことで、このたび老人から高齢期移行ということで改正されるという部分でございますし、従前から、先ほど申し上げましたが、兵庫県では、この低所得Ⅰ、Ⅱのみ該当される市町が40市町でございます。我が新温泉町だけが一般ということで町単で救ってございますので、少し何人かは区分Ⅱから外れたりしますが、その分は町単で拾っていける制度だというふうに考えております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議がありましたので、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 新温泉町福祉医療助成条例の一部改正について討論を行います。反対討論です。

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたための一部改正であります。しかし、内容は一部改正ではなく、兵庫県はこれまでの制度を一旦廃止をして新たな制度として一部助成をするというものになっています。井戸知事が就任された2000年には、対象年齢の約70%、21万8,000人が助成対象でありました。新たな制度では、対象年齢の約3%、1万2,000人しか対象者を担っていません。例えば重度障がい者医療助成制度の所得基準が世帯合算に変更されたことによって適用除外となる重度障がい者も出ています。また、ひとり親家庭の医療費助成制度が対象世帯の所得制限を、所得268万円未満であったものを95万円未満という基準を大幅に狭めてしまいました。

今、我が町の経済状況は改善されているということにはなっておりません。社会保障制度の後退でなく充実が望まれています。このたびの条例改正で区分2の対象者を要介護2以上の人限定することは、この区分の高齢者の負担増ということになります。しかし、我が町では町単独でこの部分も救済することになっています。一般経費の持ち出しということになるわけでありまして、このような住民はもちろんのこと、町の負担までふやすようなこのたびの兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正を黙って見過ごすことはできないという立場で、反対討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これをもって討論を終結いたします。

これから採決に入ります。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。25分まで休憩いたします。



午後 2 時 0 7 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第 1 7 議案第 3 9 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 1 7、議案第 3 9 号、新温泉町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第 3 9 号、新温泉町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、議案資料 5 7 ページをお開きください。新温泉町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表でございます。左が現行、右が改正案ということで、3 条の 3 号、(3)の部分でございます。主任介護支援専門員、従来でしたら「主任介護支援専門員、その他これに準ずる者 1 人」というようなことでしておりましたが、このたび介護保険施行規則が改正されたために介護支援専門員の基準を新たに設けたものでございます。内容を書いておりますが、簡単に言いましたら、主任介護支援専門員になったら、5 年を経過するまでに更新の研修を受けなければならないというように、5 年ごとに研修が課せられるという内容でございます。現在、新温泉町には、町に 3 名、事業所に 3 名というように 6 名の方の主任介護専門員がおりますが、そういう規定でございます。

本文にお返りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 18 議案第 40 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 18、議案第 40 号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、新たな診療科目を設け診療を行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 失礼いたします。それでは、議案第 40 号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

今回の条例改正の提案理由につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、新たな診療科目を設け診療を行うため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の 58 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照をつけてございますが、現行、第 3 条第 2 項の中で第 1 号から第 7 号までの診療科目を設定しておりますが、今回の改正案によりまして、第 3 条第 2 項の中に第 8 号として泌尿器科を新たに設定するものであります。なお、このたびの泌尿器科の設置については、7 月 1 日付で新たな医師採用ということで、谷風先生を招聘することに伴うものでございます。

議案本文にお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する、そういった形での条例改正であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

15 番、高橋邦夫君。

○議員（15 番 高橋 邦夫君） なぜ泌尿器科が要るのかといういわゆるニーズ、今の説明じゃ余りにも乱暴過ぎると、きちっとそういう背景があった上でやると。たまたま来たという先生が泌尿器科だったからそこを新たにしますなんて、そんな話じゃない。どうですか。

○議長（小林 俊之君） 吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 説明が簡単過ぎて申しわけありません。泌尿器科の

設置の理由でありますけれども、町内の町が実施いたします町ぐるみ健診の結果等々を見ますと、例えば前立腺がんの検診結果、平成28年度を見ますと、自覚症状を持っておられる方が293名おられるという状況でございます。また、検診の中で相談する中で、女性の方のほうから、例えば尿漏れであったり、そういったことで相談件数もふえてるといような状況もございます。

また、但馬地域内でありますけれども、例えば豊岡病院の泌尿器科のほうに新温泉町の方が通っておられる数字でありますけれども、平成27年度におきましては入院で32名、外来で39名、香住病院におきましては、平成27年度、新温泉町から入院が1名、外来が475名、こういったような状況も調査結果で出ておりまして、こういったことからすれば、高齢化に伴う泌尿器の症状というのはどんどん診療ニーズとしては高くなっていくというふうにも判断しておりますので、あえて泌尿器科ということも標榜させていくことにしました。以上であります。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今の経営状態から見たら、当然収益のシミュレーションというものをされたと思うんですよ。それがなければ、もう意味がないわけですからね。今言った隣の豊岡病院なり香住病院なりの患者が浜坂病院の受け皿になる。そのうち、どういう形で経営に対して効果があると、その視点も大事だと。患者のニーズがあるということも大事だが、病院経営を見た上で、新たな診療科目をどう収支に改善をもたらしてくるのかという視点も必要だと。その点ももう一度お願いしたい。

それと、主な診療として、責務として、総合診療を目指すと言うなら、やっぱりそのところに分厚い、手厚い体制を引くべきだと。新たなそういう、たまたま言って失礼に当たるかもしれませんが、招聘可能なドクターだから診療科目を新たにつくるんだというのではちょっとなど。やっぱり総合診療で、この後にも触れてますけども、例えば術後の形で浜坂病院できちっと回復に努めると、そういう機能も強化するという形にするなら、なおさらのこと総合診療というものを充実していくということが求められると違うかというふうに思いますが、いかがです。

○議長（小林 俊之君） 土江病院参事。

○町参事（土江 克彦君） 今、議員さんのおっしゃられるとおりだと思います。当然ながら我々としても、泌尿器科を設置するわけですが、このドクターにつきましては、術後の、手術場がないので、他の病院で手術をした後のフォローもしていきたいというふうなこともおっしゃっていただけてますし、それから総合診療科、一昨年から設置したわけですが、設置というか、院内呼称ですけど、したわけですが、県の要請医が今現在1名おられます。そういった若手の先生にも総合診療として泌尿器科の指導もしていきたいと、あるいは御自身も総合診療科になれてきたら立ちたいなというふうな御希望も意見も出されております。なので、そういった意味では、総合的に判断して、経営に寄与していただけるんだなというところの結論を相談しながら院長ともども招聘

に努めたといったことでございます。どうかこの辺は理解していただきたいと、よろしく申し上げます。

○議員（15番 高橋 邦夫君） いやいや、収益のシミュレーション。

○町参事（土江 克彦君） 収益ですか。収益は、今のところ、こんなことを言ったら申しわけないんですけども、入院患者さんをかなり持とうということで、内科的な疾患も持ちましょう、泌尿器科の関係も持ちましょう、整形外科はちょっと違うんですけども、そういった意味で、かなり入院患者さんもふえてくるんかなというふうに考えております。

それと、今、検討中ですが、浜坂病院のほうが地域包括ケアというのをやろうということで協議をしてるんですけども、当然ながら他の医療機関で立ち上げをされましたし、御経験もあります。そしてすごくマネジメントの上手な方なので、そういった意味で医局を、院長にはなれないとは思うんですけども、そういった意味では、マネジメント、医局の統制をとっていただくようなお力をいただけるんかなというふうに思っております。総合的に判断しておりますので、経営的にはまだ数字が出てませんが、外来の単価については把握はしております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 大変気になるのは、今度来ていただくドクターが高齢だということで、いつまで続くんかなというのが率直な感じです。73歳ですが、今後こういう形でドクターを招聘するときに、条例ではオーバーなんですね、73歳で新たに採用するというのは。これはもう特別の事情ということになるのかなというふうに、いまいかに理解をしますけど、やっぱり条例に少し沿った形でなければならんというふうに思います。

それと、そのときそのときに場当たりのやっっていくことが本当に地域で愛される病院になるのかなと。今、例えばこの定例会の中でも、ある意味、ゆめぐりエクスプレスが鳥取への診療に利便性が非常に高い、なくてはならない交通機関だという趣旨の発言がありました。片方で年間経費700万を使って今のような現状、今度、浜坂病院では、いやいや、こういう形で新たな診療をつくることによって引きとめて病院を利用させていただきたいと、やってることがちぐはぐ。片方では鳥取の診療に、今回少し便利が悪くなりましたけども、行きやすい条件をつくりながらということになるわけですね。そこらをやっぴり地域の中核医療として少し苦しくとも、当然苦しいですわね、だけど、これから目指す方向というものはやっぱりきっちりと腹に据えてやるべきじゃないのかなという思いがしますが、いかがですか。

○議長（小林 俊之君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） お話の中ですけれども、私どもとしましては、地域連携というんですか、病院連携をやっぴいかなというふうな思いでございます。当然ながら手術ができるような年齢の先生を引っ張ってくるということもあると思うんですけども、

今現在、浜坂病院の手術場は閉鎖をしております。それを再度立ち上げるとなると、また億単位で費用が必要になってきますし、もちろんお一人の先生が1人で手術されて1人が外来を診てというのは、まず不可能ではないかなというふうに思っております。なので、そういった意味では病診連携、それから役割分担、これを意識しながら、総合診療科、そして予防医学、在宅医療というふうなことを進めていきたいと。そのためにも地域包括ケアというのは、ちょっと話がずれるんですけど、そういったことも考えております。なので、先を見据えた医療体制づくり、病院体制づくりを考えてやっておるつもりでございます。この点、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 採用の根拠でありますけれども、期限つき職員の任用に関する条例ということでございますので、よろしく……（「一般職の任期つき職員」と呼ぶ者あり）一般職の任期つき職員の任用に関する条例でございますので、それをもって採用いたしておるところであります。以上です。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第41号

○議長（小林 俊之君） 日程第19、議案第41号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、こども教育課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し

上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） それでは、議案第41号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料60ページをお願いいたします。支給認定証の任意交付化についてということで、これまで認定証の交付が義務だったものが任意交付化されるものでございます。

改正の趣旨でございますが、この支給認定証といいますのは、例を挙げますと、介護保険であれば介護保険被保険者証に相当するものでございます。支給認定1号から3号までの認定区分、認定事由及び保育必要量を記載したものでございます。

任意交付の理由といたしましては、事務手続の簡素化が大きなものであり、事務量に対応した必要性が現状ないということの府令の改正でございます。改正後の手続といたしまして、事務といたしまして、今後は申請があった場合のみ交付することになります。また、2点目には、変更時の手続、3点目に、提供を受ける際の手続について記載をしているところでございます。

それでは、次に、59ページに新旧対照表をつけておりますので、改正案のほうをお願いいたします。第8条の2行目に「必要に応じて」ということ、それからその後に通知書の代用ということで記載をしておるところでございます。

それでは、議案、条例本文に戻っていただきたいと思っております。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第42号

○議長（小林 俊之君） 日程第20、議案第42号、町道路線の認定についてを議題と

いたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、一般国道178号浜坂道路の開通予定に伴いまして、旧国道の町道移管により道路の適切な維持管理及び道路網の機能的な整備を図るため、路線の認定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 今回の町道認定につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございますけども、高規格道路、山陰近畿自動車道の余部インターから新温泉浜坂インターの年内の開通予定を受けましたので、以前から協議を重ねてまいりました国道178号の旧道の一部を町道移管の認定を行うものでございます。

経過を少しお話をさせていただきます。

浜坂道路は、国道178号のバイパス道路として平成21年度に予備設計が開始されましたが、その1年前、20年度より県から浜坂道路と国道178号を並行して管理することはできないということで、旧道について引き受けをお願いしたいとの要請がありました。さらには、旧道引き受けは事業開始の前提条件であるとの説明もあったようでございます。しかし、町といたしましては、財政が厳しい状況でもあり、全てを受けることは困難である、それから県道の道路網として管理できる箇所については、県道として引き続き管理をお願いしたいとの要請を行ってきたところでございます。

その後、平成24年度に県より、引き続き県道として管理するもの、さらには、町道に移管するものを精査し、旧道処理の提案がございました。内訳は、旧道、全長が5.7キロ、そのうち1.5キロを県道とし、残り4.2キロを町道とする提案でございました。町といたしましても、提案に対する県との協議を行ってきました。その中で、県も大きな負担をして事業を行っている、さらには、今回の提案については改良済みの区間であるというようなことで、今後、経費も少なくなるのではないかというようなことの説明がございました。

その後、庁内調整を図り、平成24年の9月の産業建設常任委員会において報告をいたしました。委員会の中でも議論があったようでございます。町といたしましても、苦渋の選択ではありましたが、引き受けることといたしました。その後、香美町との調整を図り、平成25年の10月1日付で引き受け承諾書を県に提出をしたものでございます。今回の産業建設常任委員会の21ページと22ページに、その承諾書並びに図面を添付しておるところでございます。御清覧をお願いいたします。

それでは、路線の説明を行わせていただきます。

審議資料の61ページをお願いいたします。今回は、旧国道を3区間に分けて認定を

行おうとしております。まず、左上から浜坂三角、通称、旭町三角の交差点で浜坂字東うぐいヶ隈459番の2地先からフジッコの前を通過して県道竹田指杭線交差点、福富字定利166番の1番地に至る延長477メートルを町道旭町福富線といたします。

次に、二日市の県道竹田指杭線交差点、ちょうど山川商店の前になります。二日市中江751番の1地先から県道山田新温泉線、久斗橋の交差点、対田字丸山川原724番の2地先まで延長が2,212メートルを二日市久斗線といたします。

次に、最後になりますが、久谷駅に至る県道赤崎久谷停車場線の交差点、久谷字アマブチ78番の2地先から香美町の町境でございます桃観トンネルの入り口から245.5メートルの地点、久谷字伯母ヶ谷64番の1でございますけども、延長が1,455メートルを町道久谷桃観線といたします。

以上、3路線総延長が4,144メートルの町道認定をお願いするものでございます。なお、香美町におきましても、今6月議会において提案を行っておるところでございます。また、現在、県において消雪工の設置、舗装の修繕等を行う予定でございます。完了後、県のほうから旧道の引き渡し通知があり、それを受けて現地を確認して町より受領書を提出し、引き続き完了となる予定でございます。引き受け後は、消雪工につきましては、トンネル以外全て消雪工完備となります。また、舗装についても、悪いところは今年度から来年度に向けて舗装の打ちかえ等を行う予定となっております。以上よろしくお願いたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。ございませんか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 条件的なものは大体わかりましたけども、歩道の関係は全部つながるといえることですか、歩道の関係は。全て消雪はやるということでしたし、歩道がないところがありますね、桃観トンネルのU字カーブって大きなカーブのとこだとか、ああいったところは全部県がしてくれるということですか、歩道。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 歩道の新設の予定はございません。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） いや、新設はないって言うけど、歩道が途中で切れるじゃないですか、実際に。そうでしょ、あの久斗山に行くところからもう少しの間はあるのかな、久谷に入る道ぐらいまではあるのかな、その後がずっと歩道はなかったように思うんですけども、178のその桃観トンネルのここまでの間の、これはもうさわらずってことですか、一切。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 現在、久谷地域から歩道は出発をしておりますけども、久谷地域から桃観隧道を挟んで香美町側につきましても歩道の設置はございません。その



予定もございません。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 自転車なども通るわけで、見とったら、車さえ通ればええっていう話じゃなくて、歩道もきちっと設置してもらうように、当然町の管理になる以上はそこまでやっぱりやっというてもらわんとあかんと思いますけど。再度交渉してほしいんですけど。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 一部自転車等は通られるということはあるかというふうに思っております。現在の交通量が相当少なくなるというようなことも事実でございますし、新たに歩道をつけて拡幅してということについては、今まででもそうですけど、それはお願いをしておりますし、その予定はないというふうに考えております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 田君踏切のことで。これ引き受け承諾書は平成25年10月1日って、その時点であそこ、田君踏切の流れが変わるということは当然想定できたわけですね。あの踏切から戸田のほうに向かって、戸田口のところは178になるんですね、178はそうでしょ。今、田君踏切の左側に回るほうが178でしょ、今度、右に曲がるほうが178になるんでしょ、これから見たら。違うんですか。いや、建設課長、わかつとるんかいな。

中学校の下の道を今、既設の諸寄のほうからずっと178を来て田君踏切に来ましたと。踏切を越えて左側に行くほうが178ですよ、今現在。今度は、これを見たら、右側、要するに戸田口のほうに向いたほうに流れが変わるんですね。それは少なくとも平成25年にはわかっていたことだ、そういうふうになるということは。それで、あそこ踏切を改修して、いまだにつかんわな、あそこ歩道ですか。この時点からもう明らかにわかつとることだ。流れがもう全然変わりますよね、これから自動車道からおりてきて、鳥取方面に行くときには新しくできた178で曲がっていくわけですね。反対側、東に行く場合でも、ほとんどこう入ったんが、こう曲がるわけでしょ。ますます危なくなるでしょ、あそこ自転車なり歩行者が。旧の浜坂町内側から戸田のほうを向いて横断する自転車で行く高校生がおるといのがわかつとったと言っても過言じゃないと。要するに公安委員会なり県土木なり、いろんなところに働きかける期間が相当あった、そしていまだにまだ解決されてないと。どういうふうになるんですか、あれずつとやってきましたけども、ちょっと現状を聞かせてください。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 178、南線の浜坂井土線のタッチするまでの横断歩道のことですよ。以前9月の議会の中でも質問があったというふうに思っております。それにつきましては土木とも伺ってきました。公安委員会として、どこにつけたいかとい

うことがまだそのときには要請がありませんでしたということを知っています。その後、ここに付けたいということで要請があり、歩道のマウンドを下げる、歩車道の境界ブロックを下げる等の施設の改修を行ったということでございまして、あとは、我々の話を聞いたところでは、公安委員会としては、いつでも線は引けますよと、完了すればということで、土木もその予定に合わせてマウンドを下げたということは聞いておるところでございまして、その後、公安委員会のほうが、いまだに横断歩道を設置されていないというのが現状でございます。

先日、ほかの都合の中で、これは事故の関係で美方警察の交通課のほうに、どういうことだやということをお願いしました。少しおくれるようですけども、夏までには何とかしたいという返事がありました。我々よりも町民課の交通政策安全のほうに御存じだというふうに思っておりますけど、そういうことで今になっておるところでございまして。ただ、忘れとるわけではございませんし、その横断歩道を設置するのは、あくまでも警察、公安委員会だということで、管理者が引けるものではないということで、その環境整備は整えているというのが現状でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 提言した時点では、改善をしてほしいと要望した時点では、178が三角のほうを向いて東に行く場合、踏切を横断をして行くというルートを考えてきた。これは歩行者や自転車は直接見えますからあんまり影響はないというふうに思ってたけど、今度は、ほとんどの車が右側に曲がっていくんですね、東に行く場合は全部がもう回っていくと。そういう場合には、あそこの歩道もよほど慎重に今度はまた考えなあかん。今まで私たちが思ったような内容ではかえって危なくなる可能性がある。公安委員会がするにしても、歩行者の安全を、あるいは交通弱者の安全をということを考えたときには、当然やっぱりヒアリングをして、どういうふうに考えとるかという情報を早くつかんだ上で要望せなあかん。できてしまったら終わりですよ。

今度も、ほとんどが東向き、西行きももう真っすぐ行くというようなことがないような状況になった場合には、相当交通量がふえるわけですね、戸田口から今の田君踏切までは。想像以上に車がふえるとなった場合、あそこの線の引き方っちゃうのはなかなか難しいと。もう一回これを受けた上でのヒアリングをしていただけないですか。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） そこにつきましては、道路自体が町の管理の部分ではございませんので、なかなか交通安全としての申し出しかできないというふうには思っております。土木と、それから公安委員会との経過を聞いてみますと、当初は県道浜坂井土線から直線でそのまま田君踏切のあのラッパの一番広いところ、あそこに絵を描いたようでございます、土木のほうとしては。しかし、湯村から浜坂に向かって左折するとき余りにも直近過ぎるということと距離が長過ぎるということから、公安委員会のほうとして、そこについては不似合いだということで、土木のほうとして

は、じゃあ、どうなりますかということをお尋ねしますと、いや、これは公安委員会のほうで考えることですから県土木のほうとしてはよろしいよということで、話を聞いていただけなかったということがあります。ただ、公安委員会のほうとして、横断歩道の場所を決めますから、それにあわせて先ほど申しあげました横断歩道しやすいように、その歩車道のブロックについては切り下げをお願いしますということがあり、今に至ってるということでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 何度聞いても理解できないのは、なぜ市町間を結ぶ国道をいきなり県道ではなく町道へ移管するのかと。その分を県道を町道へ移管するというならわからないでもないんですよ。ところが、本来、住民が通行する町をまたがる、例えばこのたびの場合でいえば178号線というのは、やっぱり町と町を結ぶ幹線道路です。これをいきなり町道へ移管するというのは全く理解できなくて、もう弱い者いじめという以外の何物でもないのではないかと。表側に行けば、新しい高速道路がどんどんできると。今、話題になっているのは、第三名神高速道路、そんなものはどんどんつくっていくと。我々のほうの国道178は町道へ移管すると、こんなひどい話ないんじゃないんですか。先ほどの福祉医療費助成条例もそうですが、余りにも弱い者いじめ、貧富の格差をさらに行政が広げると、もう典型的な事業ではないんでしょうか。もうとっても許すことができない思いですけれども、それが第1。

それから、この移管によって維持管理費がどの程度どうなるのかというようなことは積算をされてるんでしょうか、わかっていれば説明をいただきたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、国道178の位置づけでございます。国道は、1桁国道、2桁国道、3桁国道、特に国道178につきましては3桁国道ということで、国、県の考え方としては、名前は国道とついでますけど、県道だということで考えられてるようでございます。ですから国道178と言いながら実際は県道ですよということでございます。

じゃあ、国道がついたら何か利点があったんですかということで、当時178号としたときには、国の持ち分が少し割り増しがあったということではございますが、今はそれは全くございません。主要地方道と全く変わりませんということで、国道と言いながら県道ですというのが1つ話がありました。

それから、先ほど当初に申しあげましたけども、この高規格道路は178のバイパスでございますということで、先ほどの2つを合わせますと、国道のバイパスができたという、我々もちょっと腑に落ちん分はございますけども、県のほうとしては、そういう考えの中で今までこの高規格につきましては、鳥取県側では9号のバイパスであり、岩美の町なかにつきましては178号のバイパスだということで捉えているようござい

ます。岩美町におきましても、178号につきましては町道移管ということで今現在協議を行っているようでございますので、これは国の流れ、確かに弱い者いじめでございます。我々も国道であれば当然県道だろうという思いは当初持っておりました。しかし、話の流れを聞いて、先ほど申し上げた苦渋の選択というような部分に、それに当たるのかなという思いをし、県のほうとしても、それにかわるものという形の中で、全ての今回の認定について消雪を完備しましょう、それから舗装ももう打ちかえましょうと、全部が全部じゃないですけど、悪いところということで話があり、納得をせざるを得ない部分も多少あったということでございます。

それから、維持費でございます。この4,000何がしかの維持費につきましては、試算というか、県の修繕、それから電気代等々を全部合わせますと年間約900万の予算をつけております。それは900万といたしまして、国道の2車線部分を少しちょっとメーター割をしてる部分がありますけども、約900万でございます。その中で、点々補修が128万ですか、この点々補修をしておるところでございます。今回舗装をたくさん直してもらおう予定にしておりますので、それ以降については、舗装については修繕は当分の間しなくていいのかなという思いをしておるところでございます。

片や、その収入が何ぼになるのかということで、道路延長、それから管理の面積等で交付税が算定をされるわけです。算定をしますと、約800万の交付税がプラスで入ってくるということから、ほぼほぼプラス・マイナス・ゼロという。それ以降、舗装はあるなということはありませんけども、そういうながらも交通量が高規格ができることによって大型の特に交通量は相当少なくなるということから、今までのサイクルの中で舗装修繕はしなくてもいいんじゃないかというようなこともあり、年間何千万も歳出をするという話ではないというふうな思いをしておるところでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第43号

○議長（小林 俊之君） 日程第21、議案第43号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、新温泉町防災行政無線整備工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 先ほど町長が申しましたように、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事の契約締結に当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料の64ページをごらんください。最初に、事業の概要ですが、防災行政無線通信施設のデジタル化整備を平成28年度、昨年度から基本計画に基づきまして年次的、計画的に実施しているところでございます。災害時の通信、連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災応急救援、災害復旧に関する業務も遂行することで、地域住民の生命、財産の安全確保を図るものでございます。

平成29年度は、親局、屋外整備局優先接続装置等の整備を行います。29年度の整備の概要といたしましては、大きく5点ございます。まず1点目として、役場内にあります親局について、子局の変更に伴いまして操作卓の改造と、消防本部の遠隔制御装置の改造を行います。2点目といたしまして、浜坂地域の屋外拡声子局整備といたしまして、芦屋、清富、釜屋、居組の4カ所の整備を行います。3点目といたしまして、温泉地域の拡声子局整備として、細田の無線柱と熊谷の屋外拡声放送装置を整備いたします。4点目として、浜坂地域の優先接続装置のある屋内子局63局の整備を実施いたします。5点目といたしまして、温泉地域の子局が追加されるために、温泉総合支所の告知サーバーの改造を行います。

審議資料の65ページにシステム系統図、また、66ページに配線構成図をつけております。それぞれの図におきまして、四角の左側、上下に印があるものが更新、左上に印があるものが新設、また、右上に印があるものが既設の改造となっておりますので、御清覧ください。それから63ページに随契に至った経緯をつけてございます。62ページが見積公表調書でございます。

議案本文に返っていただきまして、契約の目的は、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事、契約の方法は随意契約、契約の金額は1億800万円、契約の相手方が、兵庫県神戸市中央区海岸通5番地、日本無線株式会社神戸支店支店長、渡部浩二となっております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 先日の火災、冒頭のサイレンの鳴り方もちょっと普通じゃなかったですね。やっぱりあれ、どんな場合もJ-A-L-E-R-Tと直結したああいう音でスタートするんですか、緊急放送の場合。

それと、やっぱり音声、あの警報が鳴ってからあの言い方はちょっとないですね、スローで、なおかつ不明瞭と。林野火災って行って放送しとるんだけど、人の家、人家火災とも聞き取れると、やっぱりあれは欠陥品ですわ、はっきり言って。あれにすることによってこんだけいろんな形でいろんな不平不満が出るのは、商品がしっかりしてないからですよ、もう明らかだ、それは。業者の言いなりではだめだよ、それは。

それで、随契。この業者が公取から独禁法か、指摘されてますね、昨年か、一昨年。全てがデジタル化をするということを前提にして地域割りをしてやってると、だから1社しか入札に参加しないんですね、ほかは地域割りしてますから同じようなことをしていると。その公取から指摘されたことについて一定のヒアリングしましたか、業者と、新聞紙上こうこうこう書いてあるけども。これ親会社だからとか、あるいは神戸支店だからとか大阪支社だからという、そんな話じゃないですよ、日本無線ですか、これ同じ系列の会社、同じ資本であつたら同一視すべきだと。

それと、やっぱりもう1点は、結局デジタル化って何だったんです、何をしたいんです、結局。テレビのデジタル化が後々になって考えたら、いや、デジタルの電波が詰まって、もうこれ以上は満杯だと、新たにそういう電波を帯域をあけてこれからの通信無線業務等に、電波業務に大いに貢献するんだって言ったけど、うそだったな、あれは。ただNHKの受信料を払わせるためのデジタル化だった、言いかえたら。その後、いろんな帯域の電波が有効に使われてるなんていう話は一切聞かん。今回、一体全体この防災行政無線のデジタル化っていうのは何なんです、これほんまに、もう一回そのところを教えてください。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） サイレンの鳴り方につきましては、先日の音でございます。また、音声不明瞭だということにつきましては、その前の、もう一つ前のあの緊急放送の際に、音声不明瞭であったというようなことだったので、日本無線でチェックしましたところ、回線保安器の故障によりましてノイズが混入していたことが判明しましたので、現在使用している回線を別の回線にかえて、SPD保護システム、落雷から装置を守るというシステムなんです、それを業者につけさせて安定を図ったところで、緊急一斉放送の動作及び放送時にノイズ音がないことを確認いたしておるところでございます。

それから、2点目の指名停止等についてでございますが、日本無線は指名停止期間がございました。指名停止期間が終了しましてから指名を行ったところでございます。

それから、3点目の結局デジタル化は何だったのかという御質問ですが、私なりに一

一番大きな目的というのは、安定的に住民の皆様へ情報をお届けするのが、特に浜坂地域においては、今のアナログの装置が老朽化によりまして既に部品もないというような状況でございます。それで、そのまま今の装置を維持していくのは極めて困難ということ、新しい装置に更新していかなければならないということから今回のデジタル化を計画しまして、確実に住民の皆様へ情報が届けれるというようなシステムを構築するのが一番大事だというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 上水道のクリプトと一緒に、業者が提案されたデジタル化、それによって品質がよくて安定的なというような形で、実は業者が、業界が与党に対してそういう説明をしながら、こういう一定の需要をつくった形の中と。きのうの、おとといですか、あの放送、途中で防災無線の放送をしてました。病院の休診についてお知らせしますって言ったわな、また毎度かと思っいたら突然ぷちんと切れた。その後、多分、ウーウーと2回鳴ったと思う、こういう音で。普通なんですか、あれが緊急放送の場合あの音が。多分前、火災が発生したときのキーンという音とは全然違った。今まで聞いたことがない音だった。それで、あれでほんまに正解の音声かと。

今度は内容。町民課長、地震が発生しました、大津波の可能性がありますが、緊急に避難をしてくださいという仮に放送だったとしましょう。土曜日のこの前の放送で、あの調子でやられて、本当に緊迫感があって住民が自分の命を守るために避難をするというふうな、そんな感じになりますか、あれ。あれを聞いて危機が本当に自分に身に迫ると、早く避難しなければというふうに感じる人、ちょっとおらんで、それは言っとくけども、あんな言い方でやられて。欠陥品だって、あれはもうはっきり言わなあかんわ。あれでは緊迫感も何も伝わらん、本当に。

それで、先ほど言われた、前はああいう形で何だあヒューズが飛んどった何とかへったくれ、そんなもん違うって、人工造成用語で使っとること自体がもう話にならん、それは。あるところでJRの車内放送よりも悪いって言ったらJRの人に怒られて、うちはそんな悪い音声とちやいます、はっきり聞こえますって。いやいや、あんたんところはもっとしっかりしとると、防災無線の音声はもう何言っとるわからへんという話で叱られたことがあったですけど、本当にあれでいいというふうにお考えですか。

指名停止。指名停止が明けてから指名しましたって、そんなもん話にならん。それは、やっぱりなっとった、なったということ自体でもうそれはその業者は終わりだ、かえなあかん、それは必ず。同じ仕事で同じ内容で指名停止の公取から受けられたと、兵庫県も、いろんなどこから。そしたらその業者は外してほかの業者に、カルテル結んでるからそれ以外の会社があるかどうかはまたわからんけども、一定のハンディをつけなあかんわ、それはハンディというか、ペナルティーを、あなたのところはこうこうこうになりましたら今回は御遠慮くださいと。それが行政の公平な入札の第一歩だ。どうですか。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 指名停止の関係ですが、1点、公取委員会の経過をヒアリングしたかという部分ですが、当然会社側が私のほうに見えまして、公取委員会とのやりとり、それから実際の公取委員会に指摘された内容については説明を受けました。以前にも私、説明したと思うんですが、その段階で全ての契約関係を全部明らかにして見ていただいたという中で、問題があったのは公取委員会が発表した中だけで、あとの問題については疑義がなかったということの報告を受けまして、その確認も私のほうでさせていただきます。

それで、業者の指名停止の関係ですが、当然そういうことをしたからこそ私のほうも指名停止というペナルティーをかけました。その期間が過ぎれば、さらにペナルティーをかけるという規則もございませんので、その期間が過ぎれば当然のことながら通常の指名の業者選定という形で選定をさせていただいております。一定のいろんな法律の違反だとか特に死亡事故だとかそういうようなことがありましたら、一応指名停止基準に合わせましてその期間は指名停止をするということでペナルティーをかけておりますので、それ以上のペナルティーはないというふうに思っているとでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 緊急放送につきましては、広域事務組合で新温泉町、香美町共通である音声で流しているところでございます。万が一の例えば地震等に関しては緊迫感が薄いのではないかと。言葉が早口ではないので、そういうような御批判もあろうかとは思いますが、できるだけ言葉をはっきり、より正確に伝えることも一つ大事なと考えております。香美町、新温泉町ともにあの放送で、言葉をより正確に、ゆっくりですが、正確に伝えることが重要だというふうに考えておるところでございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 課長、あの今のシステムでは、情報が正確に住民に伝わらないですって言ってるんですよ、伝わらない可能性が極めて高いですって言われます。香美町と一緒にやってるからって、そんな話じゃない。仮に誤解を生むような情報の伝わり方をしたときのほうがよほど怖いと。そういう点から見ると、あの商品については疑義があると、性能が悪いと言ってるんですよ。それは言わなあかんって、業者に。議会から性能が悪いと言われてますよって言って、正確に情報が伝わらないってわれてますよって言って。それで、今度は正確にしようと思ってスロー、スロー、スローテンポで、今度は本当の緊急性が伝わらないと言っていると、ええとこなしですわって言って。それが今までの実感ですわ。

もう1点、岸田だか戸田だかという火災があったときに最初に鳴ったトランペット型のサイレンですね、それと、きのうのサイレンとは全然違ったような気がしたんですが、どちらの火災の場合はサイレンが正解なんですか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。



○町民課長（谷田 善明君） 聞こえ方には若干違いがひょっとしてあったのかもしれませんが、基本的には同じ電子サイレン音でございます。前回の岸田の火事も、今回の三谷の火事につきましても基本的には同じ電子音によるサイレン音でございます。

それから、御指摘がありました一番大事な、やっぱり住民に正確に情報を伝えるというのが何においても一番重要でございます。それが十分に伝わらないというような可能性があって、ちょっとでもよくなる可能性がある改善の余地がある点につきましては、また業者と協議しまして、よりよい方向に考えたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 3 5 分休憩

午後 3 時 3 6 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっと参考のために、見積りの公表調書がございすけども、この1億ということで1億800万ですか、財源的にはどうなるわけですか、どこが何ぼ出してっていうやつを教えてください、わかれば。

それから、入札の関係ですけども、これ見とったらすごいですね、5月10日、5月12日、5月16日、5月17日、辞退、辞退、辞退って、こういう形でなるわけですか。なったんでしょから、一体こういう現象がどこで起きるのかなと思って、ちょっとよくわからない。それをちょっと教えてください。

それから、先ほどちょっと部品がなくてとか、それからまた何か雷で部品が飛んだんですか、親局の本庁の。何か前も、岸田のときの言葉が岸田が戸田って聞こえたり、そのときも、たしか原因は親局のここの庁舎にある操作盤の部品が実はふぐあいを起こしてたと、雷のせいで、こういう町民課長の御答弁だったように思うんですけども、どうなんですか。その部品がないだけだったら本当にこれデジタルでっていうことも必要なのかなと思うような感じで、そこら辺のそこ。その音声も、確かに本当にデジタルに変わるとこういうことになるのかなあというような極めてゆったりした感じになるわけですけども、ほかのそこではやっぱり緊急なときには緊急の声っていうか、そういうことになるわけですけども、それができない原因というのは、これほど科学が進歩して何でもありきみたいな話なんですけども、できないんでしょうか、本当に。ちょっとそこら辺のそこを教えてください。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） まず、この事業の財源でございますが、財源は、起債対象事業でございます。起債により事業実施させていただいておるところでございます。

それから、63ページの随意契約に至った経緯についてでございますが、入札日、5月18日入札を目指しまして5月1日に指名競争入札通知書を発送いたしましたので、

その18日までに4社が辞退届を提出し、結果として1社となったので入札が無効となりまして、随意契約に至ったというようなことでございます。

それから、3点目の部品がないと申しあげましたのは、今の浜坂地域のアナログの防災行政無線では修理する際に部品がないというふうに申しあげたのでございまして、今のデジタルで部品がないという意味ではございません。今、アナログの旧設備では部品がないので修理することすら難しいという事態なので、デジタル化しまして、部品調達が可能なものにしていくというようなことでございます。

それと、岸田の火事の際の回線保安器の故障につきまして、それと先ほど申しあげたのは同じ事象でございます。岸田のときにノイズ混入により内容が聞き取りにくいという事象が発生しましたので、別の回線保安器を入れると同時に、先ほど言いましたSPDという雷が来てもそれが吸収するという装置をつけまして、より安定したシステムとなるようにしたという意味でございます。

それと、最後の緊迫感を出すような音声にしたかどうかというようなことでございます。スピード、それとイントネーションにつきましては、合成音声でもある程度調整が可能ということでございます。スピードにつきましても可能ではございますが、一番最初に申しあげましたように、いかにして正確に事象を伝えるかという点で考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） あんまりよく説明が頭に入らないんですけども、今はこの庁舎内だとかいうのはデジタル化になっとるんですか、アナログですか、ここは今。アナログで音声は要は広域消防がつくった音声が出よるんですか、それで聞き取りにくいとか緊迫感がないとか、そういう話になっとるわけですか。それで、改善の余地はあるんですか、ないんですか、そういうことを聞いてるんです。やっぱり町民に、防災行政無線ですから当然一番緊急なことを知らせるという仕事があるわけです。それに沿った仕事ができるんですかと、これをやれば。今は何かならないんですか、そういう形には。いろいろと苦情が来るような状況というのは何かおかしな話だなと僕は思うんです。だからそこら辺のそこをぜひお答えをいただきたいと思います。今の要はこの本庁の操作盤というのはおかしいと。いわゆる雷が落ちて部品が次から次と壊れていきよるのかなというようなことしか聞こえてこないんです。

それから、もう一つ、あれですね、入札の関係ですけども、何か副町長は、期間があって、ちゃんと相手にも確かめて、それだけの期間を確保して、もう無罪放免になったからそこを認めるというような感じだと言われたんですけども、この日程見とったら、何かそんな日にちがあんまりたっていないんですけど、そこら辺をちょっと教えてくださいな。

それから、財源の問題ですけども、新温泉町の持ち出し分っていうのは一体幾らですか、起債対応だと言うけども、それを教えてください。一体起債でどういう起債を使う

のかわからないし、だったら幾らの町としてはこの事業では持ち出しがこれだけですよ  
というのはわかってるはずですから、もう既に、それを教えてください。

○議長（小林 俊之君） 先に小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 業者の指名停止の関係ですが、この今回デジタル同報系の整備工事を指名したのは当然別の話でございまして、一昨年公取委員会の指摘で指名停止があったわけですが、その間、もう既にこの5月、ことしに入りましてからは指名停止の期間は過ぎておりますので、当然5月1日の指名する段階では指名停止にはなっておりませんので、日本無線も指名には入れさせていただいたということです。この期間に指名停止をどうのこうのという話ではございません。

それから、財源の関係ですが、財源は緊急防災事業債という起債を使いまして、100%充当で70%の交付税算入がされるという起債でございまして、以上です。

○議長（小林 俊之君） 残余の件を谷田町民課長。（発言する者あり）いやいや、そのほかのこと。

○町民課長（谷田 善明君） どこまでがデジタルで、どこまでがアナログかというようなことなんです、今はデジタルとアナログの両方の波が出ている状況でございまして。受信装置、昨年、中継局を整備しましたので、現在はデジタル波とアナログ波の両方が出ております。と申しますのも、受信側はまだ全部デジタル受信装置になっておりませんので、アナログ受信装置のところもございまして。アナログ受信装置のところも受信できるように、現在はアナログ波とデジタル波、両方とも浜坂地域においては出ているというような状況でございまして。

それと、音声に関する苦情が多くて改良の余地はないのかというような御質問でしたが、先ほど申しましたように、電子合成音声でもスピード、それからイントネーション等、必要があれば改良していくことは可能でございまして。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） どこが改良するんですか、それ。広域消防に聞いてみたけど、今、温泉地域で流れとるあれ以上にはできませんということを言っていましたけども、どういう余地があるんですか。要は、きちっと住民に伝わるかどうかなんです。この29年度にやる事業が終わらなかつたら、まともにそういう情報が音声よろしくいい状態で届くことがないとなつたら、これは困るわけですよ、その間にいろんな災害だとかそういうものが起こつたらね。だからそのことをしつこく聞いとるんです。どうなんですか、課長。

○議長（小林 俊之君） どこが直すか、対応できるかということを確認に言ってください。

谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 広域消防の発生させる音声について、広域消防から伺った話ですが、そのスピード、言葉のスピードなんかは調整することが可能というふうに

聞いております。実際やるのは、業者への委託にせんと広域消防本部ではできないというようなことでしたが、業者に委託すれば、そのスピードについては改良可能というふうに聞いております。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。

午後 3 時 5 0 分休憩

午後 3 時 5 3 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

10 番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 例えば豊岡税務署に電話すると、1 番は納税について、2 番は短期証についてとか、いろんな音声、1 番、2 番、3 番、シャープを押せ、こういう音声が出るんです。これは全部デジタル、ドコモの案内にかけてもそうですけど、全てデジタル音声で対応してるわけです。ああいう普通のデジタル音声で放送が流れるように改善してほしいということをみんながさっき言っとるわけです。今の現状でしたら、火事があったら、火事です、火事です、こういう火事と思えないような火事の告知、もう本当に普通ではないと。そういう誰が考えても普通の音声で告知してほしいということです。これができないようでは本当に情けない、1 億も払う価値はないというぐあいに思います。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 広域事務組合にそのことを十分伝えまして、少しでもより自然で、なおかつ正確に地域住民に伝わる可能性がないのか、再度協議してみたいと思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

8 番、中村茂君。

○議員（8 番 中村 茂君） 音声も大事なんですが、システム系統図を見た中で、これは現行のシステム系統図、それとも今回工事をした後の系統図なのかということで、下の凡例を見た場合に、1 点斜線は将来って書いてありますから将来の系統図かなと思ったり、いろんなことを感じておりますので、一体全体これはどの段階でのシステム系統図かなと。

それから、認識として、小枕はいずれなくなるという認識があったんですが、それからいえば生きていくのかな。でも個々の表示を見れば、撤去というふうな表示が小枕関係ではできてる、だからどうなんだろうということ。この中で、右の下のほうの浜坂地区、温泉地区があるんですが、戸別受信機デジタル局数検討中、一番下も検討中ということがあります。現在この 64 ページの冒頭に事業の概要ってあるんですが、28 年から基本計画に基づいてという部分で一体全体この改修というのはいつまで続くのかなと。検討という分は、もしかしたら今の計画外かもわからないけど、いつまで続くんだろう

と。ほぼ事業費はどれぐらいを考えていたんかなと。

それから、12月にうちの村で防災訓練したときに、独自の放送をするためにあのボックスをあけて、まずサイレン機能だっってサイレン機能を探したんだけど、なかった。あれ、何でかなって、結果、終わってから聞いてみたら、いや、あれは防災行政無線のじゃなくてケーブルテレビの要は、何ていう装置かわからんけど、音声出したりとか、そういうのができる、ボックスの中に入っとるんです。あれはケーブルテレビのやつだからできないというふうに言われたんです。将来というか、今回の一連の計画の中に、その各集落にある受信機の更新がなされるのであれば、当然サイレン機能を持ったものにしてほしいなと。あのサイレンというのはとても大事なもので、押せばとにかく一大事という、そういう印象があるじゃないですか、皆さんにね。そのためにもサイレン機能を持ったそういう受信機というか、そういうふうに考えてほしいなと。

それから、工事の部分ですけど、結果的に1社随契になるのかな。入札率が96.4%で、かなり高いなと、1社にしては。もともとこのシステムなりを設計したのは日本無線だと思えますね、多分。別のところが設計したもんじゃない、だからどっちかという設計施工、結果的にはね。それからすれば、この96.4%というのは妥当なんだろうかという、難しいもんがあるけど。設計施工というのは、これはもう基本的に認められるものでしょうかね、こういう工事というのは。その辺も含めてたくさん申しました。以上。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） まず、1点目の小枕の中継局でございますが、小枕の中継局は現在アナログの中継局でございます。将来的にはアナログ波は使用しないという計画になっておりますので、将来的には撤去いたします。

事業費と年限ですが、今のところ約5年間、約5億円を計画いたしております。

それと、戸別受信機の局数検討中というのにつきましては、今、計算で草太中継局をこれから整備いたしますが、草太中継局を整備して実際波を出したときに、どうしても入るか入らないか、それらにもよりまして戸別受信機等については局数は今後検討というようなことになっております。

それから、サイレンつきのものがないというようなことですが、今までのサイレンはモーターサイレンでできたのですが、モーターサイレンにつきましては、今回ので撤去または集落が管理するというようなことで、モーターサイレンをそのまま残した集落もございまして、モーターサイレンにつきましては、行政からは一回集落の管理なら集落にお願いするというようなことでございます。

それから、設計につきましては、日本無線ではなくて、別会社、建設技術研究所というところで数量をそれぞれ拾いまして、設計、施工管理をそこに発注しまして、そこが設計しまして、そこで設計、積算、先ほど言いました施工管理等を委託しているところでございます。以上です。（「5カ年か」と呼ぶ者あり）はい、5カ年って言いました。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） それでは、設計施工ではないということですね。96%が妥当かどうかというのはどうなのでしょうかね。その辺のちょっと見解も聞いてみたいと思います。

それから、僕はモーターサイレンのことを言っていないですよ。先ほどのあの音声の機械による音声じゃないんだけど、要は電子音みたいなサイレン音。今、だから実際に有事の際に緊急放送でサイレン鳴らすあれを、要はパンザマストの下でそういう一連のアナウンスができたりとかスイッチを押せばサイレンが鳴ったりとか、何ていうんだ、あれ、そういうふうな機械にしてほしいなど。今聞きましたら5億円で5年間、だからそういう機械がいつつく予定なんだろう。草太ができてからって言ってたんですが、いつそれがつく、更新されるのかなと。今、温泉地域は、ですからケーブルテレビでのそういうボックスの中の機械ですから、だからそれはいつかわるのかなと。

それから、もう1点、次のページの回線構成図の中で、従来から皆さんのおうちに宅内放送で聞けるようにということを書いてきました。並行して整備とあわせてされてると思うんですけど、今の、難聴という表現がよくないんですけど、おうちの中から聞けないおうちってというのは何ぼか解消したのかな。方向としては全部解消していくという、町長もそういう答弁されてましたし、そういう方向で協議は進めたいということでしたが、その辺はどうなったんだろう。せっかくいいものをつくっても、それがおうちまで音が入らないとなると———ですから、その辺の進行状況も聞いてみたいと思います。それから、もう1点あったんだけど、それをお願いします。（発言する者あり）

そうだ、もう1点、ごめん。デジタル、アナログが重複してるということがあったんだけど、機械物だからということではいつの段階で切りかえるんでしょうかね。それがあるから小枕なんかはやっぱ生かしかんとあかんということもあったりするじゃないですか。だからいつの段階でその分、重複で要はアナログ、デジタルを出さんとあかんというのを、これ一番最初にせんといけんと違うかなという気がするんだけど、そうでもないかな。そうすれば早く整理ができるかなと思うんだけど、だからいつそれはされるんだろう。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 入札率の問題だけ私のほうで。96%が適正かどうかというのは、本当に議員のおっしゃるとおり、なかなか判断はしにくいわけですが、結果として、随契に切りかえて見積もりをいただいて96.何ぼだったということですので、妥当とか云々ではなくて、随契のルールに従って得た数字というような形で御理解願えたらと思います。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 草太の中継装置は、当初、今の計画では3年目に整備予定でございます。

それと、アナログとデジタルが両方出てるということで、浜坂地域の受信設備、屋外拡声子局が最終的に整備される予定は4年目ですから、ことしが2年目ですから、ことしを入れてあと3年後にアナログ波は停止する予定でございます。

それから、屋内で浜坂地域が全部整備できたかって言われますと、まだ屋内整備ができてない町内会が3町内ございます。それにつきましては、引き続いて整備していただくように働きかけを行っていくというようなことでございます。

それから、屋外子局の浜坂地域は先ほど言いましたように4年目で全て整備、温泉地域の屋外拡声装置の整備が5年目というふうな現在の予定でございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますか、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次は、6月20日火曜日午前9時より会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後4時12分延会

---